

# 佐久市地域防災計画

令和 7 年度修正（案）

（令和 8 年 1 月）

## 新旧対照表

# 佐久市地域防災計画

## 新旧対照表

### 第1編 総則

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則）

新	旧	備考欄																				
<p><b>第1節 計画の目的及び構成</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐久市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、住民の<u>生命、身体</u>及び財産の保護と市域における土地を保全することを目的とする。</p> <p><b>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 80%;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)</td> <td>(1) 災害時における郵便業務の確保、被災情報の提供等に関する事 こと。 (2) 災害時における窓口業務の確保、郵便貯金の非常取扱いに関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) (<u>小海線統括センター</u>)</td> <td>(1) 鉄道施設の防災対策に関する事 こと。 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道(株) (関東支社長野営業支店)</td> <td>災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td><u>NTT東日本(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) (1) 公衆電気通信設備の保全に関する事 こと。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事 こと。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保、被災情報の提供等に関する事 こと。 (2) 災害時における窓口業務の確保、郵便貯金の非常取扱いに関する事 こと。	東日本旅客鉄道(株) ( <u>小海線統括センター</u> )	(1) 鉄道施設の防災対策に関する事 こと。 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事 こと。	日本貨物鉄道(株) (関東支社長野営業支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。	電気通信事業者	<u>NTT東日本(株)</u> 、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) (1) 公衆電気通信設備の保全に関する事 こと。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事 こと。	<p><b>第1節 計画の目的及び構成</b></p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐久市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、住民の<u>身体、生命</u>及び財産の保護と市域における土地を保全することを目的とする。</p> <p><b>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 80%;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)</td> <td>(1) 災害時における郵便業務の確保、被災情報の提供等に関する事 こと。 (2) 災害時における窓口業務の確保、郵便貯金の非常取扱いに関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) (<u>長野支社長野営業所</u>)</td> <td>(1) 鉄道施設の防災対策に関する事 こと。 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道(株) (関東支社長野営業支店)</td> <td>災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td><u>東日本電信電話(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) (1) 公衆電気通信設備の保全に関する事 こと。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事 こと。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保、被災情報の提供等に関する事 こと。 (2) 災害時における窓口業務の確保、郵便貯金の非常取扱いに関する事 こと。	東日本旅客鉄道(株) ( <u>長野支社長野営業所</u> )	(1) 鉄道施設の防災対策に関する事 こと。 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事 こと。	日本貨物鉄道(株) (関東支社長野営業支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。	電気通信事業者	<u>東日本電信電話(株)</u> 、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) (1) 公衆電気通信設備の保全に関する事 こと。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事 こと。	<p>p1 文言の統一</p> <p>p5 名称の修正</p> <p>p5 名称の修正</p>
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																					
日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保、被災情報の提供等に関する事 こと。 (2) 災害時における窓口業務の確保、郵便貯金の非常取扱いに関する事 こと。																					
東日本旅客鉄道(株) ( <u>小海線統括センター</u> )	(1) 鉄道施設の防災対策に関する事 こと。 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事 こと。																					
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野営業支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。																					
電気通信事業者	<u>NTT東日本(株)</u> 、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) (1) 公衆電気通信設備の保全に関する事 こと。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事 こと。																					
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																					
日本郵便(株)信越支社 (市内郵便局)	(1) 災害時における郵便業務の確保、被災情報の提供等に関する事 こと。 (2) 災害時における窓口業務の確保、郵便貯金の非常取扱いに関する事 こと。																					
東日本旅客鉄道(株) ( <u>長野支社長野営業所</u> )	(1) 鉄道施設の防災対策に関する事 こと。 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事 こと。																					
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野営業支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事 こと。																					
電気通信事業者	<u>東日本電信電話(株)</u> 、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) (1) 公衆電気通信設備の保全に関する事 こと。 (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事 こと。																					

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第1編 総則）

新		旧		備考欄
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
<u>中部電力パワーグリッド</u> <u>(株)</u> <u>(佐久営業所)</u>	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。	<u>中部電力(株)</u> <u>(長野支店佐久営業所)</u>	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。	p6 名称の修正
東日本高速道路(株) (佐久管理事務所)	上信越自動車道の防災に関すること。	東日本高速道路(株) (佐久管理事務所)	上信越自動車道の防災に関すること。	

# 佐久市地域防災計画

## 新旧対照表

### 第2編 風水害対策編

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p style="padding-left: 20px;">キ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(ケ) <u>農業用施設の整備及び補強等農地保全対策の推進。</u></p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 災害時の災害応急対策などを迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時</u>より十分行うとともに、訓練等を通じて、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策が実施できるよう、<u>建設業団体</u>や測量設計業団体との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(3) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u></p> <p>2 無線設備の現状</p> <p>(1) 佐久市防災行政無線の概況（資料10-1参照）</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 同報系</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p style="padding-left: 20px;">キ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(ケ) <u>農業用排水施設の整備及び老朽ため池等の補強等農地保全対策の推進。</u></p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 災害時の災害応急対策などを迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時</u>より十分行うとともに、訓練等を通じて、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策が実施できるよう、<u>建設業</u>や測量設計業団体との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(追加)</u></p> <p>2 無線設備の現状</p> <p>(1) 佐久市防災行政無線の概況<u>及び課題</u>（資料10-1参照）</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 同報系</p>	<p>p 72 内容を要約し、平易な表現に修正</p> <p>p 73 文言の統一</p> <p>文言の統一</p> <p>p 75 県地域防災計画の修正に合わせた追加</p> <p>p 76 現状に合わせた修正</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄												
<p>市の防災行政無線は、平成 22 年までに市全域に整備、令和元年度までに全域でアナログからデジタル化の移行、令和 3 年度までに防災行政無線システムの 1 本化が完了した。</p> <p><u>令和 6 年度、令和 7 年度には、整備から 10 年以上が経過している老朽化した設備の更新を行い、より確実に防災情報等の伝達が行えるよう機能を強化した。</u></p> <p><b>第 4 節 活動体制計画</b></p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は防災関係機関と連携し、<u>平時</u>から配備・動員計画等の体制を整備しておく。</p> <p><b>第 5 節 広域相互応援計画</b></p> <p>1 相互応援協定の締結等</p> <p>市は、<u>平時</u>から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。協定済の協定は、次のとおりである。</p> <p>(1) 他の市町村<u>等</u>との協定</p> <p>(2) 関係団体等との協定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">協定名</th> <th style="width: 30%;">協定締結先</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書 (資料 5-9)</td> <td><u>(公社)</u>長野県建築士会佐久支部</td> <td>災害時に使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	備考	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書 (資料 5-9)	<u>(公社)</u> 長野県建築士会佐久支部	災害時に使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定	<p>市の防災行政無線は、平成 22 年までに市全域に整備、令和元年度までに全域でアナログからデジタル化の移行、令和 3 年度までに防災行政無線システムの 1 本化が完了した。</p> <p><u>定期的な保守点検・維持管理を行うとともに、整備から 10 年以上が経過しているため、老朽化した設備の更新にあたっては、より確実に防災情報等の伝達が行えるよう設備の機能強化を検討する。</u></p> <p><b>第 4 節 活動体制計画</b></p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は防災関係機関と連携し、<u>平常時</u>から配備・動員計画等の体制を整備しておく。</p> <p><b>第 5 節 広域相互応援計画</b></p> <p>1 相互応援協定の締結等</p> <p>市は、<u>平常時</u>から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。協定済の協定は、次のとおりである。</p> <p>(1) 他の市町村との協定</p> <p>(2) 関係団体等との協定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">協定名</th> <th style="width: 30%;">協定締結先</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書 (資料 5-9)</td> <td><u>(一社)</u>長野県建築士会佐久支部</td> <td>災害時に使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	備考	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書 (資料 5-9)	<u>(一社)</u> 長野県建築士会佐久支部	災害時に使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定	<p>現状に合わせた修正</p> <p>p 77 文言の統一</p> <p>p 79 文言の統一 内容に合わせた文言の修正</p> <p>p 82 現状に合わせた修正</p>
協定名	協定締結先	備考												
災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書 (資料 5-9)	<u>(公社)</u> 長野県建築士会佐久支部	災害時に使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定												
協定名	協定締結先	備考												
災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書 (資料 5-9)	<u>(一社)</u> 長野県建築士会佐久支部	災害時に使用する本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定												

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新			旧			備考欄
協定名	協定締結先	備考	協定名	協定締結先	備考	
災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定書 (資料5-18)	佐久市測量設計業協会	(1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務 (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計 (3) 前2号に掲げるもののほか、市が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務	災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定書 (資料5-18)	佐久市測量設計業連絡協議会	(1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務 (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計 (3) 前2号に掲げるもののほか、市が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務	p 83 現状に合わせた修正
災害時における放送の要請等に関する協定書 (資料5-22)	(株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ(株)	(株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ(株)の放送設備を利用した災害情報に関する放送	災害時における放送の要請等に関する協定書 (資料5-22)	(株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ	(株)エフエム佐久平、佐久ケーブルテレビ(株)の放送設備を利用した災害情報に関する放送	脱字
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書 (資料5-25)	(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部	資機材のレンタルを必要とするときには、調達可能な範囲において、協力を要請することができる。	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書 (資料5-25)	一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部	資機材のレンタルを必要とするときには、調達可能な範囲において、協力を要請することができる。	p 84-1 表記の統一
佐久長聖高等学校指定避難所に関する防災協定 (資料5-26)	(学)聖啓学園	避難所の提供	佐久長聖高等学校指定避難所に関する防災協定 (資料5-26)	学校法人聖啓学園	避難所の提供	表記の統一

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新			旧			備考欄
学校法人 佐久学園福祉 避難所等及び人的支援に 関する協定 (資料5-27)	<u>(学)</u> 佐久学園	(1) 避難所の提供 (2) 福祉避難所の提供 (3) 要配慮者への看護や介 護などが必要な方々に対 する人的支援	学校法人 佐久学園福祉 避難所等及び人的支援に 関する協定 (資料5-27)	<u>学校法人</u> 佐久 学園	(1) 避難所の提供 (2) 福祉避難所の提供 (3) 要配慮者への看護や介 護などが必要な方々に対 する人的支援	表記の統一
災害時における福祉用具 等物資の供給協力に関す る協定 (資料5-28)	<u>(一社)</u> 日本福 祉用具 供給協会	要配慮者の方々が必要とする 介護用品・衛生用品の福祉用 具等物資を、市からの要請に 基づき、レンタル等で使用で きる	災害時における福祉用具 等物資の供給協力に関す る協定 (資料5-28)	<u>一般社団法人</u> 日本福祉用具 供給協会	要配慮者の方々が必要とする 介護用品・衛生用品の福祉用 具等物資を、市からの要請に 基づき、レンタル等で使用で きる	表記の統一
災害時等における水質検 査業務に関する協定 (資料5-29)	佐久圏域水道 水質検査協議 会  <u>(一社)</u> 上田薬 剤師会	災害時協力井戸等の水を飲料 水として利用する場合、水質 検査業務を要請することがで きる。	災害時等における水質検 査業務に関する協定 (資料5-29)	佐久圏域水道 水質検査協議 会  <u>一般社団法人</u> 上田薬剤師会	災害時協力井戸等の水を飲料 水として利用する場合、水質 検査業務を要請することがで きる。	表記の統一
災害時における物資の緊 急・救援輸送、保管等に 関する協定 (資料5-30)	<u>(公社)</u> 長野県 トラック協会 佐久地区輸送 協議会	(1) 災害時に全国より寄せ られる支援物資の管理等 (2) 佐久市の友好都市など で災害が発生し、物資を 緊急・救援輸送する場合 に必要となる、荷さばき に要する人材やフォーク リフト等資機材の手配等	災害時における物資の緊 急・救援輸送、保管等に 関する協定 (資料5-30)	<u>公益社団法人</u> 長野県トラッ ク協会佐久地 区輸送協議会	(1) 災害時に全国より寄せ られる支援物資の管理等 (2) 佐久市の友好都市など で災害が発生し、物資を 緊急・救援輸送する場合 に必要となる、荷さばき に要する人材やフォーク リフト等資機材の手配等	表記の統一
災害に係る情報発信等に 関する協定書 (資料5-31)	ヤフー <u>(株)</u>	災害時等、市が住民に必要な 情報を迅速に発信し、市の機 能低下を軽減させることがで	災害に係る情報発信等に 関する協定書 (資料5-31)	ヤフー <u>株式会 社</u>	災害時等、市が住民に必要な 情報を迅速に発信し、市の機 能低下を軽減させることがで	表記の統一

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新			旧			備考欄
きる。			きる。			
協定名	協定締結先	備考	協定名	協定締結先	備考	
大規模災害時における 応急対策業務に関する 協定  (資料5-35)	<u>(一社)長野県建設業協 会佐久支部</u>  <u>(一社)長野県建設業協 会南佐久支部</u>	市内の建設業団体等の みでは応急対応ができ ない大規模災害時等 に、協会を通じて全県 に応援を要請すること ができる。	大規模災害時における 応急対策業務に関する 協定  (資料5-35)	長野県建設業協会佐久 支部  長野県建設業協会南佐 久支部	市内の建設業団体等の みでは応急対応ができ ない大規模災害時等 に、協会を通じて全県 に応援を要請すること ができる。	p84-1 脱字
協定名	協定締結先	備考	協定名	協定締結先	備考	
災害時における応援協定 に関する協定  (資料5-36)	<u>(一財)日本笑 顔プロジェク ト</u>	災害時、障害物除去等の作 業、重機等の提供及びオペレ ーターの派遣を要請すること ができる。	災害時における応援協定 に関する協定  (資料5-36)	<u>一般財団法人</u> 日本笑顔プロ ジェクト	災害時、障害物除去等の作 業、重機等の提供及びオペレ ーターの派遣を要請すること ができる。	p84-2 表記の統一
災害時における相互協力 に関する協定  (資料5-37)	中部電力パワ ーグリッド  <u>(株)上田支社</u>	活動拠点への電力供給電力の 復旧活動が円滑に行われるた めの連絡体制の確立	災害時における相互協力 に関する協定  (資料5-37)	中部電力パワ ーグリッド <u>株</u> <u>式会社</u> 上田支 社	活動拠点への電力供給電力の 復旧活動が円滑に行われるた めの連絡体制の確立	表記の統一
災害時における相互協力 に関する協定  (資料5-38)	<u>NTT東日本</u>  <u>(株)長野支店</u>	通信中断時の早期復旧が円滑 に行われるための連絡体制の 確立	災害時における相互協力 に関する協定  (資料5-38)	<u>東日本電信電</u> <u>話株式会社</u> 長 野支店	通信中断時の早期復旧が円滑 に行われるための連絡体制の 確立	名称の修正
<u>長野県立武道館の避難所 等施設使用に関する協定</u>  <u>(資料5-39)</u>	<u>長野県</u>  <u>シンコースポ</u> <u>ーツ・NTT</u> <u>ファシリティ</u> <u>ーズ共同事業</u>	<u>指定緊急避難場所・指定避難 所の提供</u>				未記載だった協定の追加 (第6編資料編に当該協 定を追加)

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新			旧	備考欄
	<u>体</u>			
<p><u>さやか星小学校 指定避難所に関する防災協定</u> (資料5-40)</p>	<p>(学)西軽井沢 学園</p>	<p><u>指定避難所の提供</u></p>		
<p><u>災害時における防災活動協力に関する協定</u> (資料5-41)</p>	<p>(株)カインズ</p>	<p><u>物資の供給や車避難者への避難場所の提供</u></p>		
<p>3 その他市内企業及び団体等との協力体制の整備</p> <p>市内企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、市は、必要に応じてこれらと<u>平時</u>から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、市が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。</p> <p><b>第6節 救助・救急・医療・保健衛生計画</b></p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 防災備蓄庫、支所等へ救助・救急用資機材の備蓄に努める<u>とともに、消防機関における整備状況を把握しておく。(資料8-3参照)</u></p> <p>(2) 自主防災組織自らが用意する防災資機材の購入について、補助金を交付する。</p> <p>(3) <u>平時</u>から住民に対して、資機材の使用方法、応急手当等の方法について指導を行う。</p> <p>(4) 消防団本部における救助・救急活動に必要な資機材及び車両等の整備に努める。</p>			<p>3 その他市内企業及び団体等との協力体制の整備</p> <p>市内企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、市は、必要に応じてこれらと<u>平常時</u>から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、市が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。</p> <p><b>第6節 救助・救急・医療・保健衛生計画</b></p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 防災備蓄庫、支所、<u>出張所、消防団詰所</u>等へ救助・救急用資機材の備蓄に努める。</p> <p>(2) 自主防災組織自らが用意する防災資機材の購入について、補助金を交付する。</p> <p>(3) <u>平常時</u>から住民に対して、資機材の使用方法、応急手当等の方法について指導を行う。</p> <p>(4) 消防団本部における救助・救急活動に必要な資機材及び車両等の整備に努める。</p>	<p>p 84-2 文言の統一</p> <p>p 85 現状に合わせた文言の修正と該当する資料編との関連を追加 文言の統一</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>2 医療用資機材の備蓄 (備蓄医薬品等については資料8-4参照)</p> <p>3 応急手当指導員、応急手当普及員の養成 (資料8-5参照)</p> <p>4 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 (1) 県で整備している災害拠点病院(佐久医療センター)及び佐久地域の救急告示病院、医師会、歯科医師会等の医療団体の協力を得て、連携体制について調整を行う。</p> <p><b>第7節 消防活動計画</b></p> <p>1 消防活動体制の整備・強化 (3) 消防団の育成強化 ア 消防団の育成強化の必要性 消防団は、常備消防と並んで、地域防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、生活圏域の広域化による活動の衰退、団員の高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。</p> <p>(9) 応援協力体制の確立 「長野県消防相互応援協定」(資料5-5参照)に基づき、消防本部と調整を図り、災害時の応援要請及び応援の受入れ体制について平時から検討しておく。</p>	<p>2 医療用資機材の備蓄 (備蓄医薬品等については資料8-3参照)</p> <p>3 応急手当指導員、応急手当普及員の養成 (資料8-4参照)</p> <p>4 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 (1) 県で整備している災害拠点病院(佐久医療センター)及び佐久地域の救急告知病院、医師会、歯科医師会等の医療団体の協力を得て、連携体制について調整を行う。</p> <p><b>第7節 消防活動計画</b></p> <p>1 消防活動体制の整備・強化 (3) 消防団の育成強化 ア 消防団の育成強化の必要性 消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、生活圏域の広域化による活動の衰退、団員の高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。</p> <p>(9) 応援協力体制の確立 「長野県消防相互応援協定」(資料5-5参照)に基づき、消防本部と調整を図り、災害時の応援要請及び応援の受入れ体制について平常時から検討しておく。</p>	<p>資料番号の振り直し</p> <p>資料番号の振り直し</p> <p>p 85 誤字</p> <p>p 87 内容に合わせた文言の修正</p> <p>p 88 文言の統一</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p><b>第9節 要配慮者支援計画</b></p> <p>（総務部（危機管理課） 企画部（移住交流推進課）福祉部（全課） 経済部（観光課） 市民健康部（健康づくり推進課） 浅間総合病院）</p> <p>2 社会福祉施設の管理者等との連携</p> <p>市は、社会福祉施設の管理者等と<b>平時</b>から連携し、次の事項について指導する。</p> <p><b>第10節 緊急輸送計画</b></p> <p>1 緊急輸送道路の確保計画</p> <p>（2）緊急輸送道路の確保</p> <p>イ <b>建設業団体</b>の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。</p> <p>4 緊急通行車両の事前確認</p> <p>災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる市有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、車両を選定し県公安委員会へ<b>緊急通行車両</b>の確認事務を済ませておく（資料11-2参照）。</p> <p><b>第11節 障害物の処理計画</b></p> <p>1 障害物除去体制の整備</p> <p>（1）<b>建設業団体</b>や測量設計業団体の協力体制の確保</p> <p>災害時においては、佐久市建設業協会や佐久市測量設計業協会の協力が不可欠であることから、<b>平時</b>から必要に応じて協議を行い、除去体制の整備に努める。</p>	<p><b>第9節 要配慮者支援計画</b></p> <p>（総務部（危機管理課） 企画部（移住交流推進課）福祉部（全課） 経済部（観光課） 市民健康部（<b>市民課</b>・健康づくり推進課） 浅間総合病院）</p> <p>2 社会福祉施設の管理者等との連携</p> <p>市は、社会福祉施設の管理者等と<b>平常時</b>から連携し、次の事項について指導する。</p> <p><b>第10節 緊急輸送計画</b></p> <p>1 緊急輸送道路の確保計画</p> <p>（2）緊急輸送道路の確保</p> <p>イ <b>建設団体</b>の協力を得て、道路上の障害物の除去等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備する。</p> <p>4 緊急通行車両の事前確認</p> <p>災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる市有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、車両を選定し県公安委員会へ<b>緊急通行車両事前届済証</b>の確認事務を済ませておく（資料11-2参照）。</p> <p><b>第11節 障害物の処理計画</b></p> <p>1 障害物除去体制の整備</p> <p>（1）<b>建設団体</b>や測量設計業団体の協力体制の確保</p> <p>災害時においては、佐久市建設業協会や佐久市測量設計業協会の協力が不可欠であることから、<b>平常時</b>から必要に応じて協議を行い、除去体制の整備に努める。</p>	<p>p 92 内容に合わせた削除</p> <p>p 95 文言の統一</p> <p>p 97 文言の統一</p> <p>p 98 令和5年9月の災害対策基本法施行令の一部改正等により緊急通行車両等の事前届出制度が廃止されたことに合わせた修正</p> <p>p 99 文言の統一</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>第12節 避難収容活動計画</p> <p>4 避難計画の整備</p> <p>（8）避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>平時</u>における広報</p> <p>8 応急仮設住宅対策</p> <p>（4）利用可能な<u>公営住宅及び民間</u>賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>10 <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等</u>への支援</p> <p><u>在宅や親戚宅等、車中泊で避難生活を送る避難者</u>は、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に対する遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所内での活動等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</p> <p>また、市の調査では避難先が把握出来ない場合は、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p>11 <u>災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用</u></p> <p><u>指定管理施設は、指定緊急避難場所や指定避難所の指定の有無に関わらず、大規模地震等の災害発生時には避難所等となることが想定される。</u></p> <p><u>そのため、災害発生時に想定される業務等について、指定管理者と市の役</u></p>	<p>第12節 避難収容活動計画</p> <p>4 避難計画の整備</p> <p>（8）避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>平常時</u>における広報</p> <p>8 応急仮設住宅対策</p> <p>（4）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。</p> <p><u>（5）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。</u></p> <p>10 <u>在宅避難者等</u>の支援</p> <p><u>在宅避難者や親戚宅等避難者</u>は、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に対する遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所内での活動等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</p> <p>また、市の調査では避難先が把握出来ない場合は、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>p 102</p> <p>文言の統一</p> <p>p 103</p> <p>市計画に適した文章に修正</p> <p>p 105</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>p 105</p> <p>現状の取組に合わせた追加（第6編資料編に協定一覧を追加）</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p style="color: red; text-decoration: underline;">割分担や、避難所等の開設等に係る費用分担について、あらかじめ指定管理者と協議し、協定等により決めておくよう努める。(資料15-5)</p> <p><b>第14節 食料品等の備蓄・調達計画</b>            (総務部(危機管理課) <u>企画部(契約課)</u> 福祉部(福祉課))</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から<u>最低でも3日間、可能な限り1週間(孤立予想地域にあっては最低1週間。以下同じ。)</u>は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>市は、この間、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するなど、円滑に食料の供給が行われるよう、物資の調達体制の整備を図るとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段や、災害協定を締結した各種団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(1) 避難所避難者数×1.2(避難所外係数)×3食×3日間分×1/3(約11,800食)を目標とし、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料(現物備蓄)の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。(資料6-1参照)</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">* 避難所避難者数：過去の大規模災害(令和元年東日本台風)最大避難者数3,281人を想定</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">* 避難所外係数：避難所避難者以外の食料需要を想定したもの(車中泊避難者や観光客等を想定、阪神淡路大震災の事例により算出された係数)</p>	<p><b>第14節 食料品等の備蓄・調達計画</b>            (総務部(危機管理課) <u>市民健康部(市民課)</u> 福祉部(福祉課))</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から<u>おおむね3日間</u>は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>市は、この間、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するなど、円滑に食料の供給が行われるよう、物資の調達体制の整備を図るとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段や、災害協定を締結した各種団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(1) 人口の5%の2食分の食料(約9,820食)を目標とし、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料(現物備蓄)の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。(資料6-1参照)</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(追加)</p>	<p>p108</p> <p>事務分掌に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県通知に合わせた必要量の算出方法で算出した目標値に修正(令和6年10月11日付け6危第168号「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」)</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>3 住民等への啓発</p> <p>(1) 自らの身の安全は自らが守るという防災の基本どおりに、家庭においても<u>発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分</u>程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。</p> <p><b>第17節 危険物施設等災害予防計画</b></p> <p>2 放射性物質使用施設災害予防計画</p> <p>市内における放射性同位元素等使用事業所は、医療機関及び民間機<u>関</u>等があり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。</p> <p><b>第18節 ライフライン施設災害予防計画</b></p> <p>4 電気施設の整備</p> <p>(3) 関係機関との連携</p> <p>イ 市、県及び地域振興局に対する情報提供体制を整え、<u>平時</u>より連携を強化する。</p> <p>6 <u>電気通信</u>施設の整備</p> <p><u>NTT東日本(株)</u>は、電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるように防災対策の推進と防災体制の確立を図る。</p> <p>8 道路埋設通信施設の整備</p> <p>架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒</p>	<p>3 住民等への啓発</p> <p>(1) 自らの身の安全は自らが守るという防災の基本どおりに、家庭においても<u>1人当たりおおむね3日間分</u>程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。</p> <p><b>第17節 危険物施設等災害予防計画</b></p> <p>2 放射性物質使用施設災害予防計画</p> <p>市内における放射性同位元素等使用事業所は、医療機関及び民間機<u>関</u>等があり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。</p> <p><b>第18節 ライフライン施設災害予防計画</b></p> <p>4 電気施設の整備</p> <p>(3) 関係機関との連携</p> <p>イ 市、県及び地域振興局に対する情報提供体制を整え、<u>平常時</u>より連携を強化する。</p> <p>6 <u>電信電話</u>施設の整備</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>は、電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるように防災対策の推進と防災体制の確立を図る。</p> <p>8 道路埋設通信施設の整備</p> <p>架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒</p>	<p>p 108</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>p 111</p> <p>誤字</p> <p>p 115</p> <p>文言の統一</p> <p>p 115</p> <p>表現の統一</p> <p>名称の修正</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたすため、架空から地中化を進める必要がある。</p> <p>長野国道事務所、<b>県建設部</b>、市など道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。</p> <p><b>第19節 災害広報計画</b>                      (総務部(危機管理課) 企画部(広報<b>広聴</b>課))</p> <p><b>第20節 土砂災害等の災害予防計画</b>                      (総務部(危機管理課) 経済部(耕地林務課) 建設部(土木課、道路建設課、<b>建築住宅課</b>))</p> <p><b>第22節 建築物災害予防計画</b>                      1 公共施設の災害予防                      公共施設は、<b>平時</b>は不特定多数の者が使用する機会が多く、また被災時には避難所や救護所等防災対策上重要な拠点となる建物である。</p> <p><b>第23節 道路及び橋梁災害予防計画</b>                      災害時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行い安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、<b>平時</b>より連携を強化しておく必要がある。</p> <p>1 道路及び橋梁の災害予防                      (2) 既存道路の対策</p>	<p>壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたすため、架空から地中化を進める必要がある。</p> <p>長野国道事務所、<b>県土木部</b>、市など道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。</p> <p><b>第19節 災害広報計画</b>                      (総務部(危機管理課) 企画部(広報<b>情報</b>課))</p> <p><b>第20節 土砂災害等の災害予防計画</b>                      (総務部(危機管理課) 経済部(耕地林務課) 建設部(土木課、道路建設課))</p> <p><b>第22節 建築物災害予防計画</b>                      1 公共施設の災害予防                      公共施設は、<b>平常時</b>は不特定多数の者が使用する機会が多く、また被災時には避難所や救護所等防災対策上重要な拠点となる建物である。</p> <p><b>第23節 道路及び橋梁災害予防計画</b>                      災害時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋梁づくりを行い安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、<b>平常時</b>より連携を強化しておく必要がある。</p> <p>1 道路及び橋梁の災害予防                      (2) 既存道路の対策</p>	<p>p 116                      名称の修正</p> <p>p 117                      名称の修正</p> <p>p 119                      内容に合わせた追加</p> <p>p 124                      文言の統一</p> <p>p 126                      文言の統一</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>ア 道路改良、法面保護等を計画的に行う。</p> <p>イ 橋梁については、永久橋への架け替え、橋梁取付部の強化等を計画的に行う。</p> <p>ウ 緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路、又は孤立化防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対処する。</p> <p><u>エ 冠水等により通行に支障となりやすいアンダーパス等の適切な安全対策を進める。</u></p> <p><b>第24節 河川施設等災害予防計画</b></p> <p>3 ダム対策</p> <p>(2) 防災対策</p> <p>イ 必要に応じた巡視、<u>設備点検</u>、その他のデータを整理し、管理体制の万全を期す。</p> <p><b>第25節 ため池災害予防計画</b></p> <p>大雨等により、市内のため池（資料2-3参照）が決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。</p> <p>このため、定期的な点検等による現状把握、必要に応じて補強工事等を実施し被害発生を未然に防止するとともに、ため池ハザードマップの<u>公表により</u>、防災情報を住民に周知する。</p> <p><b>第27節 二次災害の予防計画</b></p> <p>風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の<u>平時</u>からの体制の整備が不可欠である。</p>	<p>ア 道路改良、法面保護等を計画的に行う。</p> <p>イ 橋梁については、永久橋への架け替え、橋梁取付部の強化等を計画的に行う。</p> <p>ウ 緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路、又は孤立化防止のための山間部の幹線道路については、優先的に対処する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>第24節 河川施設等災害予防計画</b></p> <p>3 ダム対策</p> <p>(2) 防災対策</p> <p>イ 必要に応じた巡視、<u>水理水文</u>、その他のデータを整理し、管理体制の万全を期す。</p> <p><b>第25節 ため池災害予防計画</b></p> <p>大雨等により、市内のため池（資料2-3参照）が決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。</p> <p>このため、定期的な点検等による現状把握、必要に応じて補強工事等を実施し被害発生を未然に防止するとともに、ため池ハザードマップの<u>作成及び公表によって</u>、防災情報を住民に周知する。</p> <p><b>第27節 二次災害の予防計画</b></p> <p>風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の<u>平常時</u>からの体制の整備が不可欠である。</p>	<p>p 126</p> <p>豪雨によるアンダーパスの冠水事例を踏まえ、車両水没防止と、通行の安全確保を図る必要があるため追加</p> <p>p 128</p> <p>実態に即した表現に修正</p> <p>p 129</p> <p>現状に合わせた文言の修正（ハザードマップ作成済）</p> <p>p 132</p> <p>文言の統一</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄																																
<p><b>第28節 防災知識普及計画</b></p> <p>3 学校等における防災教育の推進</p> <p>小学校、中学校、高等学校、<u>大学</u>、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p><b>第30節 災害復旧・復興への備え</b></p> <p>災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備及び充実に努める。</p> <p>また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、<u>平時</u>から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。</p> <p><b>第31節 自主防災組織等の育成に関する計画</b></p> <p>1 自主防災組織の育成</p> <p>(2) 自主防災組織の活動形態</p> <p>自主防災組織の活動形態は、次のとおりとなっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;"><u>平</u></td> <td>1 防災映画会、勉強会等の防災知識普及のための活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 地域に適応した自主的な訓練の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>時</u></td> <td>3 火気使用器具等の点検</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 地域の安全点検（建物等の点検・寝たきり老人・母子家庭等の確認）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 防災資機材の備蓄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 家庭の防災会議の実施</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">災</td> <td>1 情報の収集・伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 出火防止及び初期消火</td> </tr> </table>	<u>平</u>	1 防災映画会、勉強会等の防災知識普及のための活動		2 地域に適応した自主的な訓練の実施	<u>時</u>	3 火気使用器具等の点検		4 地域の安全点検（建物等の点検・寝たきり老人・母子家庭等の確認）		5 防災資機材の備蓄		6 家庭の防災会議の実施	災	1 情報の収集・伝達		2 出火防止及び初期消火	<p><b>第28節 防災知識普及計画</b></p> <p>3 学校等における防災教育の推進</p> <p>小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p><b>第30節 災害復旧・復興への備え</b></p> <p>災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備及び充実に努める。</p> <p>また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、<u>平常時</u>から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。</p> <p><b>第31節 自主防災組織等の育成に関する計画</b></p> <p>1 自主防災組織の育成</p> <p>(2) 自主防災組織の活動形態</p> <p>自主防災組織の活動形態は、次のとおりとなっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;"><u>平</u></td> <td>1 防災映画会、勉強会等の防災知識普及のための活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 地域に適応した自主的な訓練の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>常</u></td> <td>3 火気使用器具等の点検</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>時</u></td> <td>4 地域の安全点検（建物等の点検・寝たきり老人・母子家庭等の確認）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 防災資機材の備蓄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 家庭の防災会議の実施</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">災</td> <td>1 情報の収集・伝達</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 出火防止及び初期消火</td> </tr> </table>	<u>平</u>	1 防災映画会、勉強会等の防災知識普及のための活動		2 地域に適応した自主的な訓練の実施	<u>常</u>	3 火気使用器具等の点検	<u>時</u>	4 地域の安全点検（建物等の点検・寝たきり老人・母子家庭等の確認）		5 防災資機材の備蓄		6 家庭の防災会議の実施	災	1 情報の収集・伝達		2 出火防止及び初期消火	<p>p 135</p> <p>現状に合わせた文言の追加</p> <p>p 163</p> <p>文言の統一</p> <p>p 165</p> <p>文言の統一</p>
<u>平</u>	1 防災映画会、勉強会等の防災知識普及のための活動																																	
	2 地域に適応した自主的な訓練の実施																																	
<u>時</u>	3 火気使用器具等の点検																																	
	4 地域の安全点検（建物等の点検・寝たきり老人・母子家庭等の確認）																																	
	5 防災資機材の備蓄																																	
	6 家庭の防災会議の実施																																	
災	1 情報の収集・伝達																																	
	2 出火防止及び初期消火																																	
<u>平</u>	1 防災映画会、勉強会等の防災知識普及のための活動																																	
	2 地域に適応した自主的な訓練の実施																																	
<u>常</u>	3 火気使用器具等の点検																																	
<u>時</u>	4 地域の安全点検（建物等の点検・寝たきり老人・母子家庭等の確認）																																	
	5 防災資機材の備蓄																																	
	6 家庭の防災会議の実施																																	
災	1 情報の収集・伝達																																	
	2 出火防止及び初期消火																																	

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新		旧		備考欄
害時	3 避難誘導 4 救出・救護 5 食料・飲料水の確保及び調達	害時	3 避難誘導 4 救出・救護 5 食料・飲料水の確保及び調達	p 166 現状に合わせた文言の追加  p 168 ボランティアの登録状況は、毎年度リセットされ、年度を通じて増加していく。年度途中の登録数は現状を表すものではないため削除  p 169 現状に合わせた修正
4 各防災組織相互の協調 (2) 自主防災組織と消防団や <u>防災士等多様な主体</u> との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。		4 各防災組織相互の協調 (2) 自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。		
<b>第33節 ボランティア活動の環境整備</b> 1 ボランティア活動の現状 本市におけるボランティア活動の現状は、佐久市社会福祉協議会本所、白田支所、浅科支所、望月支所の各ボランティアセンターが連携をとりながら、各種団体・個人が独自の活動を行っている。 <u>(削除)</u>		<b>第33節 ボランティア活動の環境整備</b> 1 ボランティア活動の現状 本市におけるボランティア活動の現状は、佐久市社会福祉協議会本所、白田支所、浅科支所、望月支所の各ボランティアセンターが連携をとりながら、各種団体・個人が独自の活動を行っている。 <u>令和6年12月現在、センターへの登録状況の合計は、93団体、個人31名で、総数は2,413名である。</u>		
<b>第33節 ボランティア活動の環境整備</b> 2 活動拠点		<b>第33節 ボランティア活動の環境整備</b> 2 活動拠点		
佐久市社会福祉協議会望月支所の概要		佐久市社会福祉協議会望月支所の概要		
所在地	佐久市望月 263	所在地	佐久市望月 263	
T E L	0267-51-1520	T E L	0267-51-1520	
建物	鉄筋コンクリート造一部5階建、5,689.8m <sup>2</sup>	建物	鉄筋コンクリート造一部5階建、5,689.8m <sup>2</sup>	
施設内容	事務室、会議室	施設内容	事務室、会議室、 <u>ボランティア室</u>	
特殊設備	トイレ非常用呼び出し、玄関から事務室への点字ブロック、身障者用トイレ身障者用手すり	特殊設備	トイレ非常用呼び出し、玄関から事務室への点字ブロック、身障者用トイレ身障者用手すり	
<b>第35節 風水害対策に関する調査研究及び観測</b>		<b>第35節 風水害対策に関する調査研究及び観測</b>		



# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄																																																																																																																																																										
<p>(1) 動員配備人員の一般的基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>部・課等</th> <th>警戒一次体制</th> <th colspan="2">警戒二次体制</th> <th>非常体制</th> <th>緊急体制(全体)</th> </tr> <tr> <th>活動の種類</th> <th>情報収集</th> <th>情報収集</th> <th>避難情報を発信する場合</th> <th>災害対策本部設置</th> <th>災害対策本部設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">福祉部</td> <td>福祉課</td> <td>0</td> <td rowspan="5">2</td> <td>18</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>園長(副園長)</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉課</td> <td>0</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>白田学園</td> <td colspan="3">施設職員配置基準による</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>部・課等</th> <th>警戒一次体制</th> <th colspan="2">警戒二次体制</th> <th>非常体制</th> <th>緊急体制(全体)</th> </tr> <tr> <th>活動の種類</th> <th>情報収集</th> <th>情報収集</th> <th>避難情報を発信する場合</th> <th>災害対策本部設置</th> <th>災害対策本部設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">社会教育部</td> <td>生涯学習課</td> <td>0</td> <td rowspan="6">2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>文化振興課</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td><del>スポーツ課</del> <del>国スポ・全障スポ推進室</del></td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>近代美術館</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 本部の組織、運営等</p> <p>本部の組織運営及び事務分掌は、佐久市の各行政組織における平時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。さらに、防災活動の基本方針を協議決定するため、佐久市災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という）を開催し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。</p> <p>(7) 支部及び班</p> <p><u>白田地域、浅科地域、望月地域</u>に支部を置く。</p> <p>6 防災中枢機能等の確保</p>	部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制		非常体制	緊急体制(全体)	活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置	災害対策本部設置	福祉部	福祉課	0	2	18	全職員	子育て支援課	0	8	8	全職員	保育所	0	0	園長(副園長)	全職員	高齢者福祉課	0	17	17	全職員	白田学園	施設職員配置基準による			全職員	部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制		非常体制	緊急体制(全体)	活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置	災害対策本部設置	社会教育部	生涯学習課	0	2	3	5	全職員	文化振興課	0	4	13	全職員	<del>スポーツ課</del> <del>国スポ・全障スポ推進室</del>	0	2	5	全職員	中央図書館	0	2	5	全職員	近代美術館	0	1	2	全職員	<p>(1) 動員配備人員の一般的基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>部・課等</th> <th>警戒一次体制</th> <th colspan="2">警戒二次体制</th> <th>非常体制</th> <th>緊急体制(全体)</th> </tr> <tr> <th>活動の種類</th> <th>情報収集</th> <th>情報収集</th> <th>避難情報を発信する場合</th> <th>災害対策本部設置</th> <th>災害対策本部設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">福祉部</td> <td>福祉課</td> <td>0</td> <td rowspan="5">2</td> <td>18</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>園長(副園長)</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉課</td> <td>0</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>白田学園</td> <td colspan="3">施設職員配置基準による</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>部・課等</th> <th>警戒一次体制</th> <th colspan="2">警戒二次体制</th> <th>非常体制</th> <th>緊急体制(全体)</th> </tr> <tr> <th>活動の種類</th> <th>情報収集</th> <th>情報収集</th> <th>避難情報を発信する場合</th> <th>災害対策本部設置</th> <th>災害対策本部設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">社会教育部</td> <td>生涯学習課</td> <td>0</td> <td rowspan="6">2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>文化振興課</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td><del>体育課</del></td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>近代美術館</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 本部の組織、運営等</p> <p>本部の組織運営及び事務分掌は、佐久市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。さらに、防災活動の基本方針を協議決定するため、佐久市災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という）を開催し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。</p> <p>(7) 支部及び班</p> <p><u>白田地区、浅科地区、望月地区</u>に支部を置く。</p> <p>6 防災中枢機能等の確保</p>	部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制		非常体制	緊急体制(全体)	活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置	災害対策本部設置	福祉部	福祉課	0	2	18	全職員	子育て支援課	0	8	7	全職員	保育所	0	0	園長(副園長)	全職員	高齢者福祉課	0	17	8	全職員	白田学園	施設職員配置基準による			全職員	部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制		非常体制	緊急体制(全体)	活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置	災害対策本部設置	社会教育部	生涯学習課	0	2	3	5	全職員	文化振興課	0	4	13	全職員	<del>体育課</del>	0	2	5	全職員	中央図書館	0	2	5	全職員	近代美術館	0	1	2	全職員	<p>p 255 現状に合わせた修正</p> <p>p 255 組織見直し等に伴う名称変更</p> <p>p 257 文言の統一</p> <p>p 258 文言の統一</p>
部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制		非常体制	緊急体制(全体)																																																																																																																																																							
活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置	災害対策本部設置																																																																																																																																																							
福祉部	福祉課	0	2	18	全職員																																																																																																																																																							
	子育て支援課	0		8	8	全職員																																																																																																																																																						
	保育所	0		0	園長(副園長)	全職員																																																																																																																																																						
	高齢者福祉課	0		17	17	全職員																																																																																																																																																						
	白田学園	施設職員配置基準による			全職員																																																																																																																																																							
部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制		非常体制	緊急体制(全体)																																																																																																																																																							
活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置	災害対策本部設置																																																																																																																																																							
社会教育部	生涯学習課	0	2	3	5	全職員																																																																																																																																																						
	文化振興課	0		4	13	全職員																																																																																																																																																						
	<del>スポーツ課</del> <del>国スポ・全障スポ推進室</del>	0		2	5	全職員																																																																																																																																																						
	中央図書館	0		2	5	全職員																																																																																																																																																						
	近代美術館	0		1	2	全職員																																																																																																																																																						
	部・課等	警戒一次体制		警戒二次体制		非常体制	緊急体制(全体)																																																																																																																																																					
活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置	災害対策本部設置																																																																																																																																																							
福祉部	福祉課	0	2	18	全職員																																																																																																																																																							
	子育て支援課	0		8	7	全職員																																																																																																																																																						
	保育所	0		0	園長(副園長)	全職員																																																																																																																																																						
	高齢者福祉課	0		17	8	全職員																																																																																																																																																						
	白田学園	施設職員配置基準による			全職員																																																																																																																																																							
部・課等	警戒一次体制	警戒二次体制		非常体制	緊急体制(全体)																																																																																																																																																							
活動の種類	情報収集	情報収集	避難情報を発信する場合	災害対策本部設置	災害対策本部設置																																																																																																																																																							
社会教育部	生涯学習課	0	2	3	5	全職員																																																																																																																																																						
	文化振興課	0		4	13	全職員																																																																																																																																																						
	<del>体育課</del>	0		2	5	全職員																																																																																																																																																						
	中央図書館	0		2	5	全職員																																																																																																																																																						
	近代美術館	0		1	2	全職員																																																																																																																																																						

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

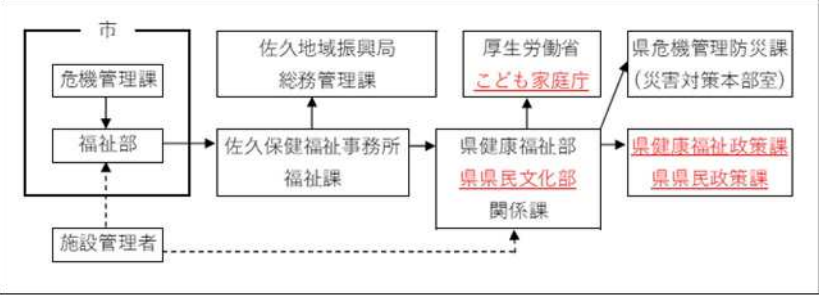
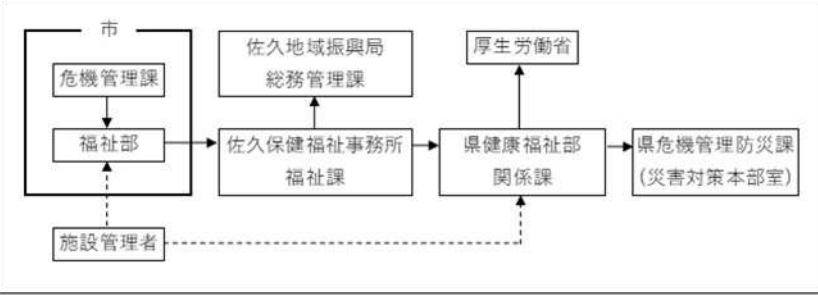
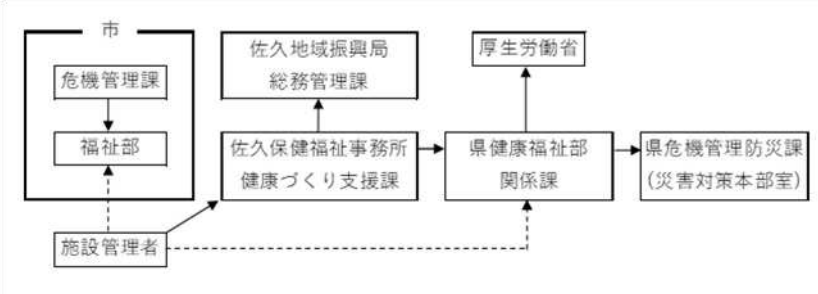
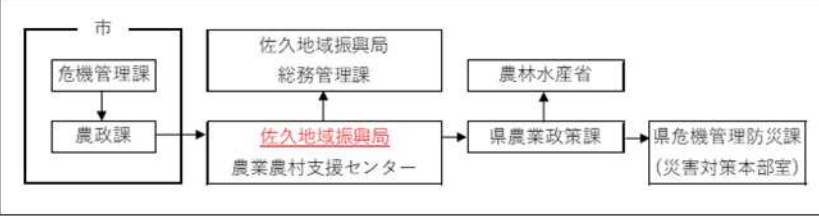
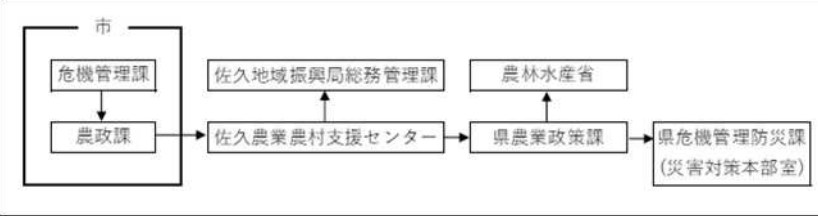
新	旧	備考欄								
<p>(2) 拠点としての機能の確保</p> <p>イ 自家発電設備の確保</p> <p><u>(イ) 浅科支所</u></p> <p><u>a 自家発電機の容量</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">発電電力</th> <th style="font-size: small;">燃料種別</th> <th style="font-size: small;">燃料容量</th> <th style="font-size: small;">連続稼働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50kVA</td> <td>軽油</td> <td>990 リットル</td> <td>72 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>b 自家発電機により使用できる機器</u></p> <p><u>(a) 庁舎内非常用コンセント</u></p> <p><u>(b) 庁舎内照明（発電機回路のみ）</u></p> <p><u>(ウ) 望月支所（駒の里ふれあいセンターと共用）</u></p> <p><b>第2節 災害直前活動</b></p> <p>5 災害の未然防止対策</p> <p>(2) 河川管理施設、<u>農業用施設等</u></p> <p><u>6 警報等の種類及び発表基準</u></p> <p><u>(1) 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</u></p> <p><u>ア～エ</u></p> <p><u>(ア)～(サ)</u></p> <p><u>(2) 水防法に基づくもの</u></p> <p><u>ア～ウ</u></p> <p><u>(2) その他の情報</u></p> <p><u>ア～イ</u></p> <p><u>ウ</u> 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p style="margin-left: 20px;">気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予</p>	発電電力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間	50kVA	軽油	990 リットル	72 時間	<p>(2) 拠点としての機能の確保</p> <p>イ 自家発電設備の確保</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(イ) 望月支所（駒の里地域ふれあいセンターと共用）</u></p> <p><b>第2節 災害直前活動</b></p> <p>5 災害の未然防止対策</p> <p>(2) 河川管理施設、<u>農業用排水施設等</u></p> <p>警報等の種類及び発表基準</p> <p><u>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</u></p> <p><u>(1)～(4)</u></p> <p><u>ア～サ</u></p> <p><u>2 水防法に基づくもの</u></p> <p><u>(1)～(3)</u></p> <p><u>3 その他の情報</u></p> <p><u>(1)～(2)</u></p> <p><u>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</u></p> <p style="margin-left: 20px;">気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予</p>	<p>p 259</p> <p>現状に合わせた追加 (庁舎建て替え)</p> <p>p 259</p> <p>名称の修正</p> <p>p 273</p> <p>文言の統一</p> <p>p 274～281</p> <p>見出し記号の追加・修正</p>
発電電力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間							
50kVA	軽油	990 リットル	72 時間							

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄																																		
<p>測、防災上の留意点が解説する場合等に発表される。<u>大雨</u>特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p><u>エ～カ</u></p> <p><b>第3節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p>3 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>連絡先</p> <p>○長野県危機管理防災課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">回線別\区分</th> <th style="width: 20%;">平日（8:30～17:15） ※危機管理室内</th> <th style="width: 60%;">左記以外（夜間・休日） ※原則、室職員携帯電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 026-235-7182</td> <td rowspan="6">○気象通報等による警戒体制時 ・左欄と同じ ○<u>平常時</u> ・室職員所持携帯電話</td> </tr> <tr> <td>FAX 026-233-4332</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長野県防災行政無線 （地上系）</td> <td>電話 8-231-（5204） カッコ内5200～5213も可</td> </tr> <tr> <td>FAX 8-231-8741</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長野県防災行政無線 （衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】</td> <td>電話 1-231-（5204） カッコ内5200～5213も可</td> </tr> <tr> <td>FAX 1-231-8741</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">（財）自治体衛星通信機構 （lascom）</td> <td>電話 03-3434-7348</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-3434-7349</td> </tr> <tr> <td>URL <a href="http://www.lascom.or.jp">http://www.lascom.or.jp</a></td> </tr> </tbody> </table>	回線別\区分	平日（8:30～17:15） ※危機管理室内	左記以外（夜間・休日） ※原則、室職員携帯電話	NTT回線	電話 026-235-7182	○気象通報等による警戒体制時 ・左欄と同じ ○ <u>平常時</u> ・室職員所持携帯電話	FAX 026-233-4332	長野県防災行政無線 （地上系）	電話 8-231-（5204） カッコ内5200～5213も可	FAX 8-231-8741	長野県防災行政無線 （衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電話 1-231-（5204） カッコ内5200～5213も可	FAX 1-231-8741	（財）自治体衛星通信機構 （lascom）	電話 03-3434-7348	FAX 03-3434-7349	URL <a href="http://www.lascom.or.jp">http://www.lascom.or.jp</a>	<p>測、防災上の留意点が解説する場合等に発表される。<u>雨を要因とする</u>特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p><u>(4)～(6)</u></p> <p><b>第3節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p>3 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>連絡先</p> <p>○長野県危機管理防災課</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">回線別\区分</th> <th style="width: 20%;">平日（8:30～17:15） ※危機管理室内</th> <th style="width: 60%;">左記以外（夜間・休日） ※原則、室職員携帯電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 026-235-7182</td> <td rowspan="6">○気象通報等による警戒体制時 ・左欄と同じ ○<u>平常時</u> ・室職員所持携帯電話</td> </tr> <tr> <td>FAX 026-233-4332</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長野県防災行政無線 （地上系）</td> <td>電話 8-231-（5204） カッコ内5200～5213も可</td> </tr> <tr> <td>FAX 8-231-8741</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長野県防災行政無線 （衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】</td> <td>電話 1-231-（5204） カッコ内5200～5213も可</td> </tr> <tr> <td>FAX 1-231-8741</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">（財）自治体衛星通信機構 （lascom）</td> <td>電話 03-3434-7348</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-3434-7349</td> </tr> <tr> <td>URL <a href="http://www.lascom.or.jp">http://www.lascom.or.jp</a></td> </tr> </tbody> </table>	回線別\区分	平日（8:30～17:15） ※危機管理室内	左記以外（夜間・休日） ※原則、室職員携帯電話	NTT回線	電話 026-235-7182	○気象通報等による警戒体制時 ・左欄と同じ ○ <u>平常時</u> ・室職員所持携帯電話	FAX 026-233-4332	長野県防災行政無線 （地上系）	電話 8-231-（5204） カッコ内5200～5213も可	FAX 8-231-8741	長野県防災行政無線 （衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電話 1-231-（5204） カッコ内5200～5213も可	FAX 1-231-8741	（財）自治体衛星通信機構 （lascom）	電話 03-3434-7348	FAX 03-3434-7349	URL <a href="http://www.lascom.or.jp">http://www.lascom.or.jp</a>	<p>p 280</p> <p>文言の統一</p> <p>見出し記号の修正</p> <p>p 294</p> <p>文言の統一</p>
回線別\区分	平日（8:30～17:15） ※危機管理室内	左記以外（夜間・休日） ※原則、室職員携帯電話																																		
NTT回線	電話 026-235-7182	○気象通報等による警戒体制時 ・左欄と同じ ○ <u>平常時</u> ・室職員所持携帯電話																																		
	FAX 026-233-4332																																			
長野県防災行政無線 （地上系）	電話 8-231-（5204） カッコ内5200～5213も可																																			
	FAX 8-231-8741																																			
長野県防災行政無線 （衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電話 1-231-（5204） カッコ内5200～5213も可																																			
	FAX 1-231-8741																																			
（財）自治体衛星通信機構 （lascom）	電話 03-3434-7348																																			
	FAX 03-3434-7349																																			
	URL <a href="http://www.lascom.or.jp">http://www.lascom.or.jp</a>																																			
回線別\区分	平日（8:30～17:15） ※危機管理室内	左記以外（夜間・休日） ※原則、室職員携帯電話																																		
NTT回線	電話 026-235-7182	○気象通報等による警戒体制時 ・左欄と同じ ○ <u>平常時</u> ・室職員所持携帯電話																																		
	FAX 026-233-4332																																			
長野県防災行政無線 （地上系）	電話 8-231-（5204） カッコ内5200～5213も可																																			
	FAX 8-231-8741																																			
長野県防災行政無線 （衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電話 1-231-（5204） カッコ内5200～5213も可																																			
	FAX 1-231-8741																																			
（財）自治体衛星通信機構 （lascom）	電話 03-3434-7348																																			
	FAX 03-3434-7349																																			
	URL <a href="http://www.lascom.or.jp">http://www.lascom.or.jp</a>																																			



# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>(3) 社会福祉施設の被害状況報告（様式第3号）</p> <p><u>(削除)</u></p>  <p><u>(削除)</u></p>	<p>(3) 社会福祉施設被害状況報告（様式第3号）</p> <p><u>ア 社会福祉施設・職員訓練施設被害状況報告（精神障害者社会復帰施設に関するものを除く）</u></p>  <p><u>イ 社会福祉施設被害状況報告（精神障害者社会復帰施設に関わること）</u></p> 	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>p 296 県地域防災計画に合わせた修正</p>
<p>(4) 農業関係被害状況報告（様式第5号）</p> <p>ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告</p> 	<p>(4) 農業関係被害状況報告（様式第5号）</p> <p>ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告</p> 	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表 (第2編 風水害対策編)

新	旧	備考欄
<p>イ 農地・農業用施設被害状況報告 <u>(農業集落排水施設を除く)</u></p> <p>ウ <u>農業集落排水施設被害状況報告</u></p> <p>(6) 土木関係被害状況報告</p> <p><u>ア 県管理河川の氾濫箇所 (地図又はGISによる)</u></p>	<p>イ 農地・農業用施設被害状況報告</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(6) 土木関係被害状況報告 <u>(様式第7号)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた追加</p> <p>p 297</p> <p>県地域防災計画に合わせた追加</p>

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p><u>イ</u> 公共土木施設被害状況報告等 <u>(様式第7号)</u></p>	<p><u>ア</u> 公共土木施設被害状況報告等</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>
<p><u>ウ</u> 土砂災害等による被害報告 <u>(地図若しくはGIS又は様式第7号)</u></p>	<p><u>イ</u> 土砂災害等による被害報告</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>
<p>(7) 都市施設被害状況報告 (様式第8号)</p>	<p>(7) 都市施設被害状況報告 (様式第8号)</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表 (第2編 風水害対策編)

新	旧	備考欄
<p>(8) 水道施設被害状況報告 (様式第9号)</p>	<p>(8) 水道施設被害状況報告 (様式第9号)</p>	<p>p 298 県地域防災計画に合わせた修正</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(9) 下水道施設被害状況報告</u></p>	<p>県地域防災計画に合わせた削除</p>
<p>(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 (様式第10号)</p>	<p>(10) 廃棄物処理施設被害状況報告 (様式第10号)</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>(10) 感染症関係報告（様式第11号）</p>	<p>(11) 感染症関係報告（様式第11号）</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>
<p>(11) 医療施設関係被害状況報告</p>	<p>(12) 医療施設関係被害状況報告（様式第12号）</p>	<p>p 299 県地域防災計画に合わせた修正 市から県等へ報告する連絡系統ではないので様式を削除</p>
<p>(12) 商工関係被害状況報告（様式第13号）</p>	<p>(13) 商工関係被害状況報告（様式第13号）</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

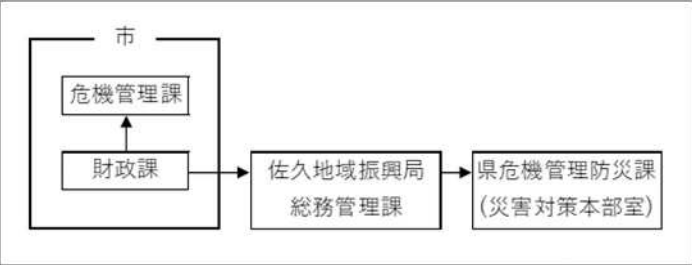
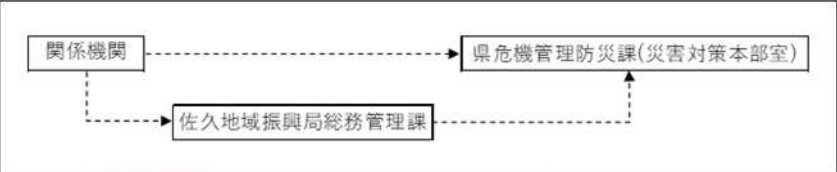
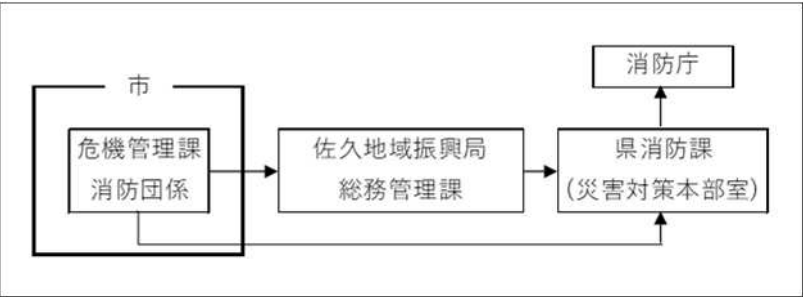
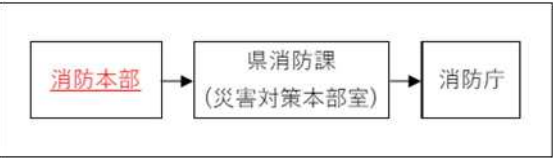
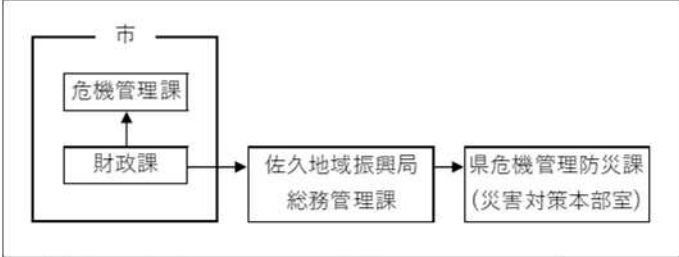
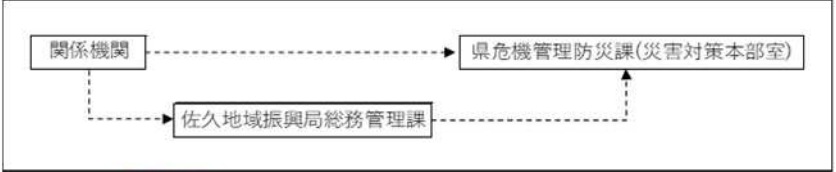

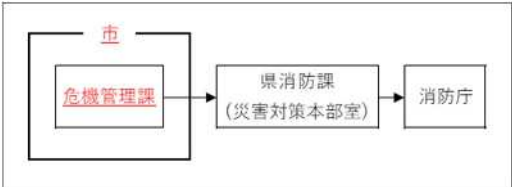
# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>(13) 観光施設被害状況報告（様式第14号）</p> <p>市 危機管理課 観光課</p> <p>佐久地域振興局 総務管理課 商工観光課</p> <p>環境省 観光庁</p> <p>県山岳高原観光課</p> <p>観光情報センター</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p>	<p>(14) 観光施設被害状況報告（様式第14号）</p> <p>市 危機管理課 観光文化推進課</p> <p>佐久地域振興局 総務管理課 商工観光課</p> <p>環境省 観光庁</p> <p>県観光企画課</p> <p>観光情報センター</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>
<p>(14) 教育関係被害状況報告（様式第15号）</p> <p>ア 市施設</p> <p>市 危機管理課 学校教育部 又は 社会教育部 施設管理課</p> <p>佐久地域振興局 総務管理課</p> <p>東信教育事務所</p> <p>文部科学省</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>県教育委員会 関係課</p> <p>県教育政策課</p>	<p>(15) 教育関係被害状況報告（様式第15号）</p> <p>ア 市施設</p> <p>市 危機管理課 学校教育部 又は 社会教育部 施設管理課</p> <p>佐久地域振興局 総務管理課</p> <p>東信教育事務所</p> <p>文部科学省</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>県教育委員会 関係課</p> <p>県教育総務課</p>	<p>p 300 県地域防災計画に合わせた修正</p>
<p>イ 県施設</p> <p>市 危機管理課 学校教育部 又は 社会教育部 施設管理課</p> <p>佐久地域振興局 総務管理課</p> <p>施設管理者</p> <p>文部科学省</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>県教育委員会 関係課</p> <p>県財産活用課</p> <p>県教育政策課</p>	<p>イ 県施設</p> <p>市 危機管理課 学校教育部 又は 社会教育部 施設管理課</p> <p>佐久地域振興局 総務管理課</p> <p>施設管理者</p> <p>文部科学省</p> <p>県危機管理防災課 (災害対策本部室)</p> <p>県教育委員会 関係課</p> <p>県管財課</p> <p>県教育総務課</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>ウ 私立施設</p>	<p>ウ 私立施設</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>
<p>エ 文化財</p>	<p>エ 文化財</p>	
<p>(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告</p>	<p>(16) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告</p>	

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>(16) 市有財産の被害状況報告（様式第17号）</p>  <p>(注)他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。</p> <p>(17) 公益事業関係被害状況報告</p>  <p>(注)破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合</p> <p>(18) 火災即報（様式第19号）</p>  <p>(19) 火災等即報（危険物に係る事故）</p> 	<p>(17) 市有財産の被害状況報告（様式第17号）</p>  <p>(注)他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。</p> <p>(18) 公益事業関係被害状況報告 <u>（様式第18号）</u></p>  <p>(注)破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合</p> <p>(19) 火災即報（様式第19号）</p>  <p>(20) 火災等即報（危険物に係る事故） <u>（様式第19号の2）</u></p> 	<p>県地域防災計画に合わせた修正 市から県等へ報告する連絡系統ではないので様式を削除</p> <p>p 302 県地域防災計画に合わせた修正 市から県等へ報告する連絡系統ではないので様式を削除</p>

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>(20) 警察調査被害状況報告</p> <p>(21) 被害状況総合報告</p> <p>(注) 県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は(2)から(18)までの報告によるものであること。</p> <p><b>第3節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p>4 通信手段の確保</p> <p>(1) 有線通信による方法</p> <p>ア 災害時優先電話（資料10-4参照）</p> <p><u>各電気通信事業者では、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関に対し、災害時優先電話サービスを提供している。</u></p> <p>したがって、<u>災害等で電話が混み合い、発信規制や接続規制といった通信制限により</u>電話がかかりにくくなっている場合は、あらかじめ指定された災害時優先電話から発信する。なお、受信についての制限はない。</p>	<p>(21) 警察調査被害状況報告</p> <p>(22) 被害状況総合報告</p> <p><b>第3節 災害情報の収集・連絡活動</b></p> <p>4 通信手段の確保</p> <p>(1) 有線通信による方法</p> <p>ア 災害時優先電話（資料10-4参照）</p> <p><u>災害が発生すると、電話が殺到し電話局の交換機がラッシュ状態となり、電話がかかりにくくなる。いわゆる「ふくそう現象」で、NTTではこのふくそうを防止し防災関係機関の通信を確保するため、一般の電話の発信を制限することがある。</u></p> <p>したがって、<u>災害が起き</u>電話がかかりにくくなっている場合は、あらかじめ指定された災害時優先電話から発信する。なお、受信についての制限はない。</p>	<p>県地域防災計画に合わせた追加</p> <p>p 303 総務省ホームページの表 現に準じた修正</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄																																																																																																
<p><b>第5節 ヘリコプターの活用計画</b></p> <p>1 県消防防災ヘリコプターの出動要請</p> <p>(4)出動要請があった場合、県では、県消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>機 種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>レオナルドAW139</td> <td>14</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>レオナルドAW139</td> <td>14</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援ヘリ</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p>1 災害派遣要請</p> <p>(1)派遣要請の範囲</p> <p style="margin-left: 20px;">コ 救援物資の無償貸与又は譲与</p> <p style="margin-left: 40px;">「<u>防衛省所管</u>」の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年<u>1月10日</u>総理府令第1号)による。</p> <p>(2)災害派遣要請手続・系統（後掲参照）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって佐久地域振興局長を通じ知事に派遣要請を求める（様式編「自衛隊災害派遣要請依頼様式」参照）。</p> <p><u>2</u> 自衛隊</p> <p>(1)(2)略</p> <p>(3)知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置</p>	種 類	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○		県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○	レオナルドAW139	14	○			○	広域航空消防応援ヘリ	各 種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○		ドクターヘリ		6					<p><b>第5節 ヘリコプターの活用計画</b></p> <p>1 県消防防災ヘリコプターの出動要請</p> <p>(4)出動要請があった場合、県では、県消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>機 種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援ヘリ</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各 種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第6節 自衛隊災害派遣要請計画</b></p> <p>1 災害派遣要請</p> <p>(1)派遣要請の範囲</p> <p style="margin-left: 20px;">コ 救援物資の無償貸与又は譲与</p> <p style="margin-left: 40px;">「<u>防衛庁</u>」の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)による。</p> <p>(2)災害派遣要請手続・系統（後掲参照）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって佐久地域振興局長<u>若しくは佐久警察署長</u>を通じ知事に派遣要請を求める（様式編「自衛隊災害派遣要請依頼様式」参照）。</p> <p><u>[自衛隊]</u></p> <p>(1)(2)略</p> <p>(3)知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置</p>	種 類	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○		県警ヘリコプター	アグスタAW139	17	○		○	○	アグスタAW139	17	○		○	○	広域航空消防応援ヘリ	各 種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○		ドクターヘリ		6					<p>p 325 現状に合わせた修正</p> <p>p 328 改正通知に合わせた修正</p> <p>p 328 自衛隊の要請系統に警察はないため削除</p> <p>p 328 見出し記号の追加</p>
種 類	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																												
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○																																																																																													
県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○																																																																																												
	レオナルドAW139	14	○			○																																																																																												
広域航空消防応援ヘリ	各 種	各種	○	○	○	○																																																																																												
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○																																																																																													
ドクターヘリ		6																																																																																																
種 類	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																												
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○																																																																																													
県警ヘリコプター	アグスタAW139	17	○		○	○																																																																																												
	アグスタAW139	17	○		○	○																																																																																												
広域航空消防応援ヘリ	各 種	各種	○	○	○	○																																																																																												
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○																																																																																													
ドクターヘリ		6																																																																																																

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄								
<p>ア 派遣を行う場合（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部隊等が<u>防衛省</u>の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合</li> </ul> <p style="text-align: center; color: red;">自然災害派遣要請の手続系統（<u>宛先</u>・連絡先）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>◎要請文書の宛先 陸上自衛隊第13普通科連隊長（松本市高宮西1-1）</p> <p>◎連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">時間内</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76</td> <td>駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center; color: red;">要請</p> <p>通知 (知事が対応できない場合に限り)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>関係部長 → 危機管理部長 (危機管理防災課)</p> <p>現地機関の長 → 連絡調整 → 佐久地域振興局長</p> <p>指定地方行政機関等の長 → 佐久市長</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>自衛隊連絡班</p> <p style="color: red;">連絡班が県庁に派遣されている場合</p> </div> </div>	時間内	時間外	第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62	<p>ア 派遣を行う場合（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部隊等が<u>防衛庁</u>の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合</li> </ul> <p style="text-align: center; color: red;">派遣要請の手続系統（<u>通知</u>・連絡先）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第12旅団長 → 東部方面總監</p> <p style="text-align: center;">(松本駐屯地司令) 第13普通科連隊長</p> <p>◎通知のあて先・連絡先 <u>あて先</u>：陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1</p> <p>◎連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">勤務時間中</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>気付先</u> 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76</td> <td><u>気付先</u> 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center; color: red;">派遣要請</p> <p>通知 (知事が対応できない場合に限り)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>関係部長 → 危機管理部長 (危機管理防災課)</p> <p>現地機関の長 → 報告 (文書又は口頭) → 佐久地域振興局長</p> <p>指定地方行政機関等 → 派遣要請 (文書又は口頭) → 佐久市長</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>自衛隊連絡班</p> <p>警察本部長 (警備第二課)</p> <p>佐久警察署長</p> <p style="color: red;">報告(文書又は口頭)</p> <p style="color: red;">派遣要請</p> </div> </div>	勤務時間中	勤務時間外	<u>気付先</u> 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76	<u>気付先</u> 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62	<p>p 329 名称の修正</p> <p>p 330 県地域防災計画に合わせた修正</p>
時間内	時間外									
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62									
勤務時間中	勤務時間外									
<u>気付先</u> 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-76	<u>気付先</u> 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 81-535-62									

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p><b>第7節 救助・救急・医療活動</b></p> <p>2 医療・助産活動</p> <p style="padding-left: 2em;">(エ) 携行する資材及び医薬品</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>医療</u>救護班の携行する資材及び薬品は、次のとおりとする。</p> <p><b>第10節 要配慮者に対する応急活動</b></p> <p>(市民健康部 (<u>全課</u>) 福祉部 (全課) 企画部 (移住交流推進課) 経済部 (観光課) <u>建設部 (建築住宅課)</u> 学校教育部 (学校教育課・教育施設課) <u>白田支所 浅科支所 望月支所</u>)</p> <p>1 要配慮者の保護</p> <p style="padding-left: 2em;">災害発生時には、<u>平時</u>から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、市は次の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。</p> <p><b>第12節 障害物の処理活動</b></p> <p>1 道路・河川上の障害物の除去</p> <p style="padding-left: 2em;">市は、<u>建設業団体</u>等の協力を得て、障害物の除去を実施する。</p> <p><b>第13節 避難収容及び情報提供活動</b></p> <p>(総務部 (危機管理課・税務課) 企画部 (広報<u>広聴</u>課) 福祉部 (全課) 市民健康部 (全課) 経済部 (観光課) 建設部 (建築住宅課) 学校教育部 (学校教育課・教育施設課) 社会教育部 (生涯学習課・文化振興課・スポーツ課・中央公民館))</p>	<p><b>第7節 救助・救急・医療活動</b></p> <p>2 医療・助産活動</p> <p style="padding-left: 2em;">(エ) 携行する資材及び医薬品</p> <p style="padding-left: 4em;">救護班の携行する資材及び薬品は、次のとおりとする。</p> <p><b>第10節 要配慮者に対する応急活動</b></p> <p>(市民健康部 (<u>市民課</u>) 福祉部 (全課) 企画部 (移住交流推進課) 経済部 (観光課) 学校教育部 (学校教育課・教育施設課))</p> <p>1 要配慮者の保護</p> <p style="padding-left: 2em;">災害発生時には、<u>平常時</u>から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、市は次の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。</p> <p><b>第12節 障害物の処理活動</b></p> <p>1 道路・河川上の障害物の除去</p> <p style="padding-left: 2em;">市は、<u>建設団体</u>等の協力を得て、障害物の除去を実施する。</p> <p><b>第13節 避難収容及び情報提供活動</b></p> <p>(総務部 (危機管理課・税務課) 企画部 (広報<u>情報</u>課) 福祉部 (全課) 市民健康部 (全課) 経済部 (観光課) 建設部 (建築住宅課) 学校教育部 (学校教育課・教育施設課) 社会教育部 (生涯学習課・文化振興課・スポーツ課・中央公民館))</p>	<p>p 334</p> <p>脱字</p> <p>p 351</p> <p>内容・事務分掌に合わせた修正・追加</p> <p>p 351</p> <p>文言の統一</p> <p>p 358</p> <p>文言の統一</p> <p>p 360</p> <p>名称の修正</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」とする。）</p> <p>(6)要配慮者の状況把握</p> <p>市は、災害発生後直ちに<u>個別避難計画</u>に基づき、民生児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>3 避難の誘導・移送</p> <p>(5)移送の方法</p> <p>ア 小規模の移送</p> <p>避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、<u>地域の支援者等の支援</u>により移送する。</p> <p><b>第14節 孤立地域対策活動</b></p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2)<u>NTT東日本(株)長野支店</u>は、<u>衛星携帯電話</u>等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。また、避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。<u>市は、NTT東日本(株)長野支店が事前設置した指定避難所等の特設公衆電話回線に電話機を設置する。(資料10-5参照)</u></p> <p><b>第15節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p>(企画部（企画課・契約課） 市民健康部（市民課・<u>人権回和課</u>） 福祉部（福祉課・<u>子育て支援課</u>） <u>臼田支所 浅科支所 望月支所</u>)</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2)応援要請</p> <p>オ 「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書」（資</p>	<p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」とする。）</p> <p>(6)要配慮者の状況把握</p> <p>市は、災害発生後直ちに<u>避難支援計画</u>に基づき、民生児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>3 避難の誘導・移送</p> <p>(5)移送の方法</p> <p>ア 小規模の移送</p> <p>避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、<u>市は車両等により</u>移送する。</p> <p><b>第14節 孤立地域対策活動</b></p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2)<u>東日本電信電話(株)</u>は、<u>携帯電話機</u>等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。また、避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。</p> <p><b>第15節 食料品等の調達供給活動</b></p> <p>(企画部（企画課・契約課） 市民健康部（市民課） 福祉部（福祉課）</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2)応援要請</p> <p>オ 「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書」（資</p>	<p>p 363 名称の修正</p> <p>p 364 現状に合わせた修正</p> <p>p 369 名称の修正 市の役割を追加</p> <p>p 370 事務分掌に合わせた修正・追加</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>料5-12) に基づくイオンリテール(株)イオン佐久平店に対する要請</p> <p>〔県〕</p> <p>(4) (株)セブンイレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート及び(株)イトーヨーカ堂との食料品等の調達に関する協定等に基づき食料の供給を要請する。</p> <p><b>第17節 生活必需品の調達供給活動</b></p> <p>(企画部(企画課・契約課) 市民健康部(市民課・<u>人権同和課</u>) 福祉部(福祉課・<u>子育て支援課</u>) <u>白田支所 浅科支所 望月支所</u>)</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>オ 「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書」(資料5-12) に基づくイオンリテール(株)イオン佐久平店に対する要請</p> <p><b>第19節 遺体の捜索及び処置等の活動</b></p> <p>1 行方不明者等の捜索</p> <p>(1) 行方不明者の捜索は、警察と<u>連携し、消防団及び</u>地域住民の協力を得て捜索活動を行うとともに、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。</p> <p>(2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに<u>消防機関</u>に<u>通報</u>する。</p> <p>2 遺体の収容処理</p> <p>(1) 遺体の収容</p> <p>ア 市は、<u>遺体</u>を搬送し一定の場所に安置する。遺体の安置所は、被災現</p>	<p>料5-12) に基づくイオンリテール株式会社イオン佐久平店に対する要請</p> <p>〔県〕</p> <p>(4) <u>株式会社</u>セブンイレブン・ジャパン、<u>株式会社</u>ローソン、<u>株式会社</u>ファミリーマート及び株式会社イトーヨーカ堂との食料品等の調達に関する協定等に基づき食料の供給を要請する。</p> <p><b>第17節 生活必需品の調達供給活動</b></p> <p>(企画部(企画課・契約課) 市民健康部(市民課) 福祉部(福祉課))</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>オ 「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書」(資料5-12) に基づくイオンリテール<u>株式会社</u>イオン佐久平店に対する要請</p> <p><b>第19節 遺体の捜索及び処置等の活動</b></p> <p>1 行方不明者等の捜索</p> <p>(1) 行方不明者の捜索は、警察、<u>消防団を中心とし、</u>地域住民の協力を得て捜索活動を行うとともに、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。</p> <p>(2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに<u>医療機関</u>に<u>収容</u>する。</p> <p>2 遺体の収容処理</p> <p>(1) 遺体の収容</p> <p>ア 市は、<u>死体</u>を搬送し一定の場所に安置する。遺体の安置所は、被災現</p>	<p>p 370</p> <p>表記の統一</p> <p>p 371</p> <p>表記の統一</p> <p>p 383</p> <p>事務分掌に合わせた追加</p> <p>p 383</p> <p>表記の統一</p> <p>p 387</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>p 387</p> <p>文言の統一</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p>場付近の公共建築物等適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。</p> <p><b>第20節 廃棄物の処理活動</b></p> <p>1 ごみ処理対策</p> <p>(1)収集方法</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 可能な限り<u>平時</u>どおりの分別収集に努める。</p> <p><b>第22節 危険物施設等応急活動</b></p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <p><b>第23節 ライフライン施設応急活動</b></p> <p>1 上水道施設の復旧活動</p> <p>(1)応急措置</p> <p style="padding-left: 20px;">市は、市が飲料水を供給する<u>臼田地域、望月地域</u>の飲料水供給施設の応急対策を行うとともに、佐久水道企業団と連携し、佐久水道企業団が実施する次の上水道施設復旧活動に協力する。</p> <p>4 電力施設の復旧活動</p> <p style="padding-left: 20px;">市は、<u>中部電力パワーグリッド(株)</u>と連携し、<u>中部電力パワーグリッド(株)</u>が実施する電力施設の復旧活動に協力するとともに、住民に対する広報活動により、次の事項の周知徹底に努める。</p>	<p>場付近の公共建築物等適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。</p> <p><b>第20節 廃棄物の処理活動</b></p> <p>1 ごみ処理対策</p> <p>(1)収集方法</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 可能な限り<u>平常時</u>どおりの分別収集に努める。</p> <p><b>第22節 危険物施設等応急活動</b></p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p style="color: red;"><u>(5)関係機関への通報</u></p> <p style="padding-left: 40px; color: red;"><u>災害の情報を把握したときは、県危機管理・消防防災課（地域振興局長経由）へ通報するとともに、必要に応じ、消防、警察等関係機関へ通報する。</u></p> <p><b>第23節 ライフライン施設応急活動</b></p> <p>1 上水道施設の復旧活動</p> <p>(1)応急措置</p> <p style="padding-left: 20px;">市は、市が飲料水を供給する<u>臼田地区、望月地区</u>の飲料水供給施設の応急対策を行うとともに、佐久水道企業団と連携し、佐久水道企業団が実施する次の上水道施設復旧活動に協力する。</p> <p>4 電力施設の復旧活動</p> <p style="padding-left: 20px;">市は、<u>中部電力(株)</u>と連携し、<u>中部電力(株)</u>が実施する電力施設の復旧活動に協力するとともに、住民に対する広報活動により、次の事項の周知徹底に努める。</p>	<p>p 389 文言の統一</p> <p>p 393 内容の重複 (p 394「エ」「イ」)</p> <p>p 411 名称の修正</p> <p>p 413 名称の修正</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄																																																																							
<p>5 <b>電気通信</b>施設の復旧活動</p> <p>市は、<b>NTT東日本(株)長野支店</b>と連携のうえ、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握し、<b>NTT東日本(株)長野支店</b>が実施する<b>電気通信</b>施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に特設公衆電話<b>機</b>を設置した場合や、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話等の「災害用伝言板」の利用が可能となった場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。</p> <p><b>第23節 ライフライン施設応急活動</b></p> <p>各施設の緊急連絡先及び方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> </tr> <tr> <th>緊急連絡先 電話番号</th> <th>緊急連絡先 電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガス施設</td> <td>長野都市ガス(株) 東信支店</td> <td>長野都市ガス(株) <b>本社</b></td> </tr> <tr> <td>68-5252</td> <td><b>026-226-8161</b></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>下水道施設</td> <td>佐久市下水道 管理センター (佐久市環境部)</td> <td>同左 (勤務時間外)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>63-0101</td> <td><b>62-2111</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><b>電気通信</b>施設</td> <td>NTT東日本<b>(株)</b>長野支店 設備部災害対策室</td> <td>電話故障受付</td> </tr> <tr> <td>026-225-4389</td> <td>0120-444-113</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第24節 災害広報活動</b></p> <p>(総務部(危機管理課) 企画部(広報<b>広聴</b>課))</p>	施設名	第1順位	第2順位	緊急連絡先 電話番号	緊急連絡先 電話番号	略			ガス施設	長野都市ガス(株) 東信支店	長野都市ガス(株) <b>本社</b>	68-5252	<b>026-226-8161</b>	略			下水道施設	佐久市下水道 管理センター (佐久市環境部)	同左 (勤務時間外)		63-0101	<b>62-2111</b>	<b>電気通信</b> 施設	NTT東日本 <b>(株)</b> 長野支店 設備部災害対策室	電話故障受付	026-225-4389	0120-444-113	略			<p>5 <b>電信電話</b>施設の復旧活動</p> <p>市は、<b>東日本電信電話(株)</b>と連携のうえ、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握し、<b>東日本電信電話(株)</b>が実施する<b>電信電話</b>施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に特設公衆電話<b>が</b>設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話等の「災害用伝言板」の利用が可能となった場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。</p> <p><b>第23節 ライフライン施設応急活動</b></p> <p>各施設の緊急連絡先及び方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th><b>第3順位</b></th> </tr> <tr> <th>緊急連絡先電話番号</th> <th>緊急連絡先電話番号</th> <th><b>緊急連絡先電話番号</b></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガス施設</td> <td>長野都市ガス(株) 東信支店</td> <td>長野都市ガス(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>68-5252</td> <td><b>026-268-0531</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>下水道施設</td> <td>佐久市下水道 管理センター (佐久市環境部)</td> <td>同左 (勤務時間外)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>63-0101</td> <td><b>63-0101</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><b>電信電話</b>施設</td> <td>NTT東日本長野支店 設備部災害対策室</td> <td>電話故障受付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>026-225-4389</td> <td>0120-444-113</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第24節 災害広報活動</b></p> <p>(総務部(危機管理課) 企画部(広報<b>情報</b>課))</p>	施設名	第1順位	第2順位	<b>第3順位</b>	緊急連絡先電話番号	緊急連絡先電話番号	<b>緊急連絡先電話番号</b>	略				ガス施設	長野都市ガス(株) 東信支店	長野都市ガス(株)		68-5252	<b>026-268-0531</b>		略				下水道施設	佐久市下水道 管理センター (佐久市環境部)	同左 (勤務時間外)			63-0101	<b>63-0101</b>		<b>電信電話</b> 施設	NTT東日本長野支店 設備部災害対策室	電話故障受付		026-225-4389	0120-444-113		略				<p>p 413</p> <p>表現の統一 名称の修正</p> <p>主語を「市」とした文章 に修正</p> <p>p 414</p> <p>現状に合わせた修正 表現の統一</p> <p>p 416</p> <p>名称の修正</p>
施設名		第1順位	第2順位																																																																						
	緊急連絡先 電話番号	緊急連絡先 電話番号																																																																							
略																																																																									
ガス施設	長野都市ガス(株) 東信支店	長野都市ガス(株) <b>本社</b>																																																																							
	68-5252	<b>026-226-8161</b>																																																																							
略																																																																									
下水道施設	佐久市下水道 管理センター (佐久市環境部)	同左 (勤務時間外)																																																																							
	63-0101	<b>62-2111</b>																																																																							
<b>電気通信</b> 施設	NTT東日本 <b>(株)</b> 長野支店 設備部災害対策室	電話故障受付																																																																							
	026-225-4389	0120-444-113																																																																							
略																																																																									
施設名	第1順位	第2順位	<b>第3順位</b>																																																																						
	緊急連絡先電話番号	緊急連絡先電話番号	<b>緊急連絡先電話番号</b>																																																																						
略																																																																									
ガス施設	長野都市ガス(株) 東信支店	長野都市ガス(株)																																																																							
	68-5252	<b>026-268-0531</b>																																																																							
略																																																																									
下水道施設	佐久市下水道 管理センター (佐久市環境部)	同左 (勤務時間外)																																																																							
	63-0101	<b>63-0101</b>																																																																							
<b>電信電話</b> 施設	NTT東日本長野支店 設備部災害対策室	電話故障受付																																																																							
	026-225-4389	0120-444-113																																																																							
略																																																																									

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p><b>第25節 土砂災害等応急活動</b></p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p><u>(1)土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。</u></p> <p><u>(2)必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</u></p> <p><u>(3)情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。</u></p> <p>2 地すべり等応急活動</p> <p><u>(1)警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。</u></p> <p><u>(2)地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。</u></p> <p><u>(3)必要に応じて、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</u></p> <p><u>(4)災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に、速やかに助言を求める。</u></p> <p>3 土石流対策</p> <p><u>(1)警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。</u></p> <p><u>(2)必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要</u></p>	<p><b>第25節 土砂災害等応急活動</b></p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p><u>大規模な土砂災害が急迫している状況において、国、県から通知される土砂災害緊急情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 地すべり等応急活動</p> <p><u>(1)危険箇所周辺の警戒監視</u></p> <p><u>市は、地すべり等が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努めるとともに、それらの地域の警戒監視体制を強化する。</u></p> <p><u>(2)避難誘導</u></p> <p><u>警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の応急活動を実施する。</u></p> <p><u>(3)被害拡大の防止措置</u></p> <p><u>地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置を行う。</u></p> <p><u>また、必要に応じて県及び防災関係機関等へ土留工、水抜工等の応急工事の実施を要請する。</u></p> <p>3 土石流応急活動</p> <p><u>(1)危険箇所周辺の警戒監視</u></p> <p><u>市は、県との連携を密にして、被害発生状況、不安定土砂の状況等を把握する。</u></p> <p><u>(2)避難誘導</u></p>	<p>P418</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正・追加（同節内の表記を統一）</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p><u>請する。</u></p> <p><u>(3)災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</u></p> <p>4 かけ崩れ応急対策</p> <p>(1)警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。</p> <p>(2)崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。</p> <p><u>(3)必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</u></p> <p><u>(4)災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求める。</u></p> <p><b>第27節 道路及び橋梁応急活動</b></p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>市は、県等それぞれの道路管理者と連携し、<u>建設業団体</u>の協力を得て、迅速かつ効率的な応急対策を実施する。</p> <p>4 関係団体との協力</p> <p>(2)<u>建設業団体</u>等の協力を得て、迅速な復旧工事に努める。</p> <p><b>第28節 河川施設等応急活動</b></p> <p>1 河川施設等応急対策</p> <p>(3)被害拡大の防止措置</p> <p><u>エ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応</u></p>	<p><u>警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4 かけ崩れ応急対策</p> <p>(1)警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</p> <p>(2)崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>第27節 道路及び橋梁応急活動</b></p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>市は、県等それぞれの道路管理者と連携し、<u>建設団体</u>の協力を得て、迅速かつ効率的な応急対策を実施する。</p> <p>4 関係団体との協力</p> <p>(2)<u>建設団体</u>等の協力を得て、迅速な復旧工事に努める。</p> <p><b>第28節 河川施設等応急活動</b></p> <p>1 河川施設等応急対策</p> <p>(3)被害拡大の防止措置</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>p 420 文言の統一</p> <p>p 421</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p><u>急復旧を実施するものとする。</u></p> <p><u>オ 被害箇所を早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。</u></p> <p><b>第31節 農林水産物災害応急活動</b></p> <p>1 農産物災害応急対策</p> <p>(1) 応急対策活動</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を<u>農業協同組合</u>等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。</p> <p><b>第34節 ボランティアの受入れ体制</b></p> <p>1 ボランティア活動の支援</p> <p>(1) 受入体制等の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 災害対策本部内にボランティアの担当部署 <u>(福祉部内で調整)</u> を設け、市社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアの募集、受付、需給調整等を行う。</p> <p><b>第36節 災害救助法の適用</b></p> <p>4 救助の実施</p> <p>(1) 救助の役割分担</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>災害救助法による救助は、県が実施する。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ただし、知事から委任された救助事務については、市長（本部長）が実施する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><b>第31節 農林水産物災害応急活動</b></p> <p>1 農産物災害応急対策</p> <p>(1) 応急対策活動</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を<u>農協</u>等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。</p> <p><b>第34節 ボランティアの受入れ体制</b></p> <p>1 ボランティア活動の支援</p> <p>(1) 受入体制等の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 災害対策本部内にボランティアの担当部署を設け、市社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアの募集、受付、需給調整等を行う。</p> <p><b>第36節 災害救助法の適用</b></p> <p>4 救助の実施</p> <p>(1) 救助の役割分担</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>市長は、県知事が行う救助を補助するものとする。</u></p> <p><u>別表 救助の実施要領の基準（概要）</u></p>	<p>県地域防災計画に合わせた追加</p> <p>p 441 文言の統一</p> <p>p 448 表現の明確化</p> <p>p 453 災害救助法に沿った記述に修正</p> <p>p 454-459 第6編資料編に移動して、令和7年10月災害救助事務取扱要領 別添9「令和7年度災害救助基準」を収録</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第2編 風水害対策編）

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>4 災害復旧事業の種類</p> <p>(3) 農林水産業施設災害復旧事業</p> <p>第6節 被害中小企業等の復興</p> <p>2 被災中小企業者に対する支援</p> <p>(2) 県が行う中小企業金融制度</p> <p style="padding-left: 20px;">次の制度金融の効果的な運用を図る。</p> <p>ア 中小企業振興資金</p> <p>イ 経営健全化支援資金</p> <p>ウ <u>小規模企業発展資金</u></p> <p>エ <u>信州創生推進資金</u></p> <p>オ <u>経営改善サポート資金</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 市が行う中小企業振興資金融資制度</p> <p style="padding-left: 20px;">佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例に基づく各種制度金融の効果的運用を図る。</p> <p>ア 中小企業振興資金</p> <p>イ 経営安定支援資金</p> <p>ウ <u>小口零細企業振興資金</u></p> <p>エ <u>創業支援資金</u></p> <p>オ <u>地域産業ブランド力向上支援資金</u></p> <p>カ <u>環境・エネルギー対策資金</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>4 災害復旧事業の種類</p> <p>(3) 農林水産施設災害復旧事業</p> <p>第6節 被害中小企業等の復興</p> <p>2 被災中小企業者に対する支援</p> <p>(2) 県が行う中小企業金融制度</p> <p style="padding-left: 20px;">次の制度金融の効果的な運用を図る。</p> <p>ア 中小企業振興資金</p> <p>イ 経営健全化支援資金</p> <p>ウ <u>創業支援資金</u></p> <p>エ <u>新事業活性化資金</u></p> <p>オ <u>東日本大震災復興支援資金</u></p> <p>カ <u>再生支援資金</u></p> <p>(3) 市が行う中小企業振興資金融資制度</p> <p style="padding-left: 20px;">佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例に基づく各種制度金融の効果的運用を図る。</p> <p>ア 中小企業振興資金</p> <p>イ 経営安定支援資金</p> <p>ウ <u>小規模企業振興資金</u></p> <p>エ <u>独立開業資金</u></p> <p>オ <u>新分野開発資金</u></p> <p>カ <u>新エネルギー・省エネルギー対策資金</u></p> <p>キ <u>商店空き店舗対策資金</u></p>	<p>p 552</p> <p>脱字</p> <p>p 563（～650）</p> <p>現状に合わせた修正</p> <p>現状に合わせた修正</p>

# 佐久市地域防災計画

## 新旧対照表

### 第3編 震災対策編

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災対策編）

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 地震に強いまちづくり</b></p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2)建築物等の安全化</p> <p>ウ 既存建築物の耐震診断・耐震改修等を促進する施策を積極的に実施する。</p> <p>エ 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を特定行政庁とともに図る。</p> <p>(6)災害応急対策等への備え</p> <p>被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p><b>第25節 積雪期の地震災害予防計画</b></p> <p>4 家屋倒壊の防止</p> <p>建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、<u>周知及び指導を特定行政庁とともに行う。</u></p> <p><b>第26節 二次災害の予防計画</b></p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害予防対策</p> <p>(1)建築物・宅地関係</p> <p>災害時において、<u>被災建築物及び被災宅地の余震等</u>による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、<u>被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士</u>を受け入れる体制を整備する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 地震に強いまちづくり</b></p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2)建築物等の安全化</p> <p>ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。</p> <p>エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を特定行政庁とともに図る。</p> <p>(6)災害応急対策等への備え</p> <p>被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p><b>第25節 積雪期の地震災害予防計画</b></p> <p>4 家屋倒壊の防止</p> <p>建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、<u>周知及び指導を行う。</u></p> <p><b>第26節 二次災害の予防計画</b></p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害予防対策</p> <p>(1)建築物関係</p> <p>災害時において、<u>被災建築物の余震等</u>による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、<u>県が認定した危険度判定士</u>を受け入れる体制を整備する。</p>	<p>p 681</p> <p>現状に合わせた文言の修正</p> <p>p 682</p> <p>文言の統一</p> <p>p 687</p> <p>内容に合わせた文言の修正</p> <p>p 689</p> <p>現状に合わせた文言の修正</p>



# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災対策編）

新	旧	備考欄
<p>第27節 二次災害防止活動</p> <p>（総務部（危機管理課）経済部（耕地林務課）建設部（土木課・<u>都市計画課</u>・<u>建築住宅課</u>））</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 東海地震に関する事前対策計画</b></p> <p>第3節 <u>情報</u>の収集伝達計画</p> <p>第5節 避難活動</p> <p>（総務部（危機管理課・税務課）企画部（広報広聴課）福祉部（福祉課・<u>子育て支援課</u>・<u>高齢者福祉課</u>）<u>市民健康部（健康づくり推進課）</u> 学校教育部（学校教育課・教育施設課）経済部（耕地林務課）建設部（土木課）社会教育部（生涯学習課・文化振興課・スポーツ課・中央公民館））</p> <p>第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p><u>（総務部（危機管理課） 企画部（契約課） 環境部（環境政策課） 白田支所 望月支所）</u></p> <p>警戒宣言発令時における食料、生活必需品、飲料水の確保に努め、<u>平時</u>から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、発災後の応急活動に支障のないよう対策を講ずる。</p> <p>2 飲料水の確保</p> <p>（2）市が飲料水を供給する<u>白田地域、望月地域</u>の飲料水確保を行うとともに、佐久水道企業団、<u>小諸市に対し</u>、防災計画等に基づく給水活動、応急復旧体制等の準備を要請する。</p>	<p>第27節 二次災害防止活動</p> <p>（総務部（危機管理課）経済部（耕地林務課）建設部（土木課・<u>建築住宅課</u>））</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 東海地震に関する事前対策計画</b></p> <p>第3節 <u>情報</u>収集伝達計画</p> <p>第5節 避難活動</p> <p>（総務部（危機管理課・税務課）企画部（広報広聴課）福祉部（福祉課）学校教育部（学校教育課・教育施設課）経済部（耕地林務課）建設部（土木課）社会教育部（生涯学習課・文化振興課・スポーツ課・中央公民館））</p> <p>第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p><u>（総務部（危機管理課） 企画部（契約課） 市民健康部（市民課） 環境部（環境政策課） 福祉部（福祉課） 白田支所 望月支所）</u></p> <p>警戒宣言発令時における食料、生活必需品、飲料水の確保に努め、<u>平常時</u>から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、発災後の応急活動に支障のないよう対策を講ずる。</p> <p>2 飲料水の確保</p> <p>（2）市が飲料水を供給する<u>白田地区、望月地区</u>の飲料水確保を行うとともに、佐久水道企業団、<u>小諸市外2市御牧ヶ原水道組合に対し</u>、防災計画等に基づく給水活動、応急復旧体制等の準備を要請する。</p>	<p>p 783</p> <p>内容に合わせた追加</p> <p>p 953</p> <p>文言の修正</p> <p>p 957</p> <p>内容に合わせた追加</p> <p>p 960</p> <p>現状に合わせた文言の修正</p> <p>文言の統一</p> <p>p 960</p> <p>文言の統一</p> <p>現状に合わせた文言の修正</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第3編 震災対策編）

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第6章 南海トラフ地震に関する事前対策計画</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、<u>平時</u>の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 南海トラフ地震に関する事前対策計画</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、<u>平常時</u>の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。</p>	<p>p 963</p> <p>文言の統一</p>

# 佐久市地域防災計画

## 新旧対照表

### 第4編 火山災害対策編

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山災害対策編）

新	旧	備考欄																								
<p>第1章 総則</p> <p>第3節 被害想定</p> <p>2 浅間山火山噴火災害危険区域予測図作成事業</p> <p>(1) 予測条件</p> <p>ウ 噴火様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">噴火規模</th> <th>噴火様式</th> </tr> <tr> <td>天仁・天明規模</td> <td>プリニー式噴火に伴い大量の<u>降下</u>火砕物 <u>(軽石及び、降灰)</u> を降下させ、火砕流、岩なだれ、溶岩の流出を伴う。</td> </tr> </table> <p>エ 災害要因</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">噴火規模</th> <th style="width: 20%;"><u>近年の活動規模</u></th> <th style="width: 20%;"><u>天仁・天明規模</u></th> <th style="width: 45%;"><u>黒斑期・軽石流期の活動規模</u></th> </tr> <tr> <td>災害要因</td> <td>噴出岩塊 降下火砕物 少量の火砕流 火山ガス 空振 土石流・泥流</td> <td>噴出岩塊 降下火砕物 溶岩流 中規模火砕流 洪水 火山ガス 空振 土石流・泥流</td> <td>岩屑なだれ 大規模火砕流 (軽石流) 洪水</td> </tr> </table>	噴火規模	噴火様式	天仁・天明規模	プリニー式噴火に伴い大量の <u>降下</u> 火砕物 <u>(軽石及び、降灰)</u> を降下させ、火砕流、岩なだれ、溶岩の流出を伴う。	噴火規模	<u>近年の活動規模</u>	<u>天仁・天明規模</u>	<u>黒斑期・軽石流期の活動規模</u>	災害要因	噴出岩塊 降下火砕物 少量の火砕流 火山ガス 空振 土石流・泥流	噴出岩塊 降下火砕物 溶岩流 中規模火砕流 洪水 火山ガス 空振 土石流・泥流	岩屑なだれ 大規模火砕流 (軽石流) 洪水	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 被害想定</p> <p>2 浅間山火山噴火災害危険区域予測図作成事業</p> <p>(1) 予測条件</p> <p>ウ 噴火様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">噴火規模</th> <th>噴火様式</th> </tr> <tr> <td>天仁・天明規模</td> <td>プリニー式噴火に伴い大量の火砕流を<u>降下</u>させ、火砕流、岩なだれ、溶岩の流出を伴う。</td> </tr> </table> <p>エ 災害要因</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">噴火規模</th> <th style="width: 20%;"><u>噴火規模</u></th> <th style="width: 20%;"><u>噴火規模</u></th> <th style="width: 45%;"><u>噴火規模</u></th> </tr> <tr> <td>災害要因</td> <td>噴出岩塊 降下火砕物 少量の火砕流 火山ガス 空振 土石流・泥流</td> <td>噴出岩塊 降下火砕物 溶岩流 中規模火砕流 洪水 火山ガス 空振 土石流・泥流</td> <td>岩屑なだれ 大規模火砕流 (軽石流) 洪水</td> </tr> </table>	噴火規模	噴火様式	天仁・天明規模	プリニー式噴火に伴い大量の火砕流を <u>降下</u> させ、火砕流、岩なだれ、溶岩の流出を伴う。	噴火規模	<u>噴火規模</u>	<u>噴火規模</u>	<u>噴火規模</u>	災害要因	噴出岩塊 降下火砕物 少量の火砕流 火山ガス 空振 土石流・泥流	噴出岩塊 降下火砕物 溶岩流 中規模火砕流 洪水 火山ガス 空振 土石流・泥流	岩屑なだれ 大規模火砕流 (軽石流) 洪水	<p>p 1054 浅間山広域避難計画にあわせた文言の統一</p> <p>p 1054 内容にあわせた文言の修正</p>
噴火規模	噴火様式																									
天仁・天明規模	プリニー式噴火に伴い大量の <u>降下</u> 火砕物 <u>(軽石及び、降灰)</u> を降下させ、火砕流、岩なだれ、溶岩の流出を伴う。																									
噴火規模	<u>近年の活動規模</u>	<u>天仁・天明規模</u>	<u>黒斑期・軽石流期の活動規模</u>																							
災害要因	噴出岩塊 降下火砕物 少量の火砕流 火山ガス 空振 土石流・泥流	噴出岩塊 降下火砕物 溶岩流 中規模火砕流 洪水 火山ガス 空振 土石流・泥流	岩屑なだれ 大規模火砕流 (軽石流) 洪水																							
噴火規模	噴火様式																									
天仁・天明規模	プリニー式噴火に伴い大量の火砕流を <u>降下</u> させ、火砕流、岩なだれ、溶岩の流出を伴う。																									
噴火規模	<u>噴火規模</u>	<u>噴火規模</u>	<u>噴火規模</u>																							
災害要因	噴出岩塊 降下火砕物 少量の火砕流 火山ガス 空振 土石流・泥流	噴出岩塊 降下火砕物 溶岩流 中規模火砕流 洪水 火山ガス 空振 土石流・泥流	岩屑なだれ 大規模火砕流 (軽石流) 洪水																							







## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山災害対策編）

新				旧				備考欄
イ 噴火警戒レベル 浅間山のレベル表				イ 噴火警戒レベル 浅間山のレベル表				p 1181 現状に合わせた修正
名称	対象範囲	レベル (キーワード)	防災対応	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	防災対応	
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	5 (避難)	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	5 (避難)	危険な居住地域からの避難等が必要。	
		4 (高齢者等避難)	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。			4 (高齢者等避難)	<u>（警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。）</u>	
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	火口から4 km 以内規制、4 km を越える範囲で注意喚起、一時規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	<u>防災対応の範囲を拡大</u> <u>（火口から4 km 以内規制、4 km を越える範囲で注意喚起、一時規制等。）</u> <u>（状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。）</u>	
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺への立入規制等。 (火口から2 km 以内規制)		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺への立入規制等。 (火口から2 km 以内規制)	
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	状況に応じて火口内への立入規制等。 (火口から500m以内規制)	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	状況に応じて火口内への立入規制等。 (火口から500m以内規制)	

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山災害対策編）

新		旧		備考欄
(2) 各噴火 <b>警戒</b> レベル等に応じたJアラート（全国瞬時警報システム）放送文		(2) 各噴火レベル等に応じたJアラート（全国瞬時警報システム）放送文		p 1182 現状にあわせた修正
レベル等	放送文	レベル等	放送文	
噴火の事実があり、 噴火 <b>警戒</b> レベルが上が <b>る</b> 場合	<b>【噴火速報】</b> ○噴火速報、浅間山が噴火しました。 今後の情報やテレビ・ラジオの情報に注意してください。 ○噴火速報、浅間山が噴火したもようです。(※) 今後の情報やテレビ・ラジオの情報に注意してください。	噴火の事実があり、 <b>現在の</b> 噴火レベルが上が <b>った</b> 場合	<b>【噴火速報】</b> ○噴火速報、浅間山が噴火しました。 今後の情報やテレビ・ラジオの情報に注意してください。 ○噴火速報、浅間山が噴火したもようです。(※) 今後の情報やテレビ・ラジオの情報に注意してください。	
レベル 1～3	<b>【噴火警報】</b> ○なし	レベル 1～3	<b>【噴火警報】</b> ○なし	
レベル4	<b>【噴火警報】</b> ○ただいま、噴火警戒レベル4が発表されました。これは特別警報です。テレビ・ラジオの情報に注意し、避難の準備をしてください。	レベル4	<b>【噴火警報】</b> ○ただいま、噴火警戒レベル4が発表されました。これは特別警報です。テレビ・ラジオの情報に注意し、避難の準備をしてください。	
レベル5	<b>【噴火警報】</b> ○ただいま、噴火警戒レベル5が発表されました。これは特別警報です。テレビ・ラジオの情報に注意し、ただちに避難してください。	レベル5	<b>【噴火警報】</b> ○ただいま、噴火警戒レベル5が発表されました。これは特別警報です。テレビ・ラジオの情報に注意し、ただちに避難してください。	
※ 浅間山の噴火の状況が雲により監視カメラで <b>監視</b> できない場合に使用 （情報源は、地震計、爆発の衝撃（空振）による。）		※ 浅間山の噴火の状況が雲により監視カメラで <b>撮影</b> できない場合に使用 （情報源は、地震計、爆発の衝撃（空振）による。）		

# 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山災害対策編）

新	旧	備考欄
<p>2 火山情報の伝達系統</p> <p>○噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）等伝達系統図</p> <p>長野地方気象台:026-232-3773          浅間山火山防災連絡事務所:0267-45-2167          東京管区気象台: 042-467-7198          群馬県危機管理課:027-226-2245          県危機管理防災課:026-235-7184          火山専門家(4名)          内閣府(防災):03-3501-5893          県佐久地域振興局:0267-63-3133          県砂防課:026-235-7316          警備第二課:026-233-0110          小諸警察署:0267-22-0110          佐久警察署:0267-68-0110          軽井沢警察署:0267-42-0110          高速道路交通警察隊:026-278-6688          第13普通科連隊第3科:0263-26-2766          陸上自衛隊第12旅団第2部:0279-54-2011          しなの鉄道(株):0258-21-0471          長野国道事務所:026-264-7008          上信越高原国立公園管理事務所:0279-97-2083          佐久建設事務所:0267-82-8272          小諸市危機管理課:0267-22-1700          佐久市危機管理課:0267-62-2111          軽井沢町総合政策課危機管理室(軽井沢消防署内):0267-45-1880          (株)白米ハイランドウェイ:0267-31-0070          御代田町総務課:0267-32-3111          佐久広域連合消防本部:0267-64-0119          東日本高速道路(株)長野管理事務所:026-278-7728          東信森林管理署:050-3160-6055</p> <p><b>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</b>          (企画部(企画課・契約課) 市民健康部(市民課・人権同和課) 環境部(環境政策課) 福祉部(福祉課・子育て支援課) 白田支所 浅科支所 望月支所)</p> <p>被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。市は、避難所ごとに飲料水、食料、生活関連物資の供給に当たって、避難者のニーズを把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。</p> <p>具体的な対策については、第2編第3章第15節「食料品等の調達供給活動」、第16節「飲料水の調達供給活動」、第17節「生活必需品の調達供給活動」</p>	<p>2 火山情報の伝達系統</p> <p>○噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）等伝達系統図</p> <p>気象庁地方気象台 浅間山火山監視課 東京管区気象台 長野地方気象台          群馬県危機管理課 群馬県危機管理課          県危機管理防災課 県危機管理防災課          火山専門家(4名) 火山専門家(4名)          内閣府(防災) 内閣府(防災)          県佐久地域振興局 県佐久地域振興局          専修課 専修課          警備第二課 警備第二課          小諸警察署 佐久警察署 軽井沢警察署 高速道路交通警察隊          小諸警察署 佐久警察署 軽井沢警察署 高速道路交通警察隊          第13普通科連隊第3科 第13普通科連隊第3科          陸上自衛隊第12旅団第2部 陸上自衛隊第12旅団第2部          しなの鉄道 しなの鉄道          長野国道事務所 長野国道事務所          上信越高原国立公園管理事務所 上信越高原国立公園管理事務所          佐久建設事務所 佐久建設事務所          小諸市危機管理課 小諸市危機管理課          佐久市危機管理課 佐久市危機管理課          軽井沢町総務課(軽井沢消防署内) 軽井沢町総務課(軽井沢消防署内)          (株)白米ハイランドウェイ (株)白米ハイランドウェイ          御代田町総務課 御代田町総務課          佐久広域連合消防本部 佐久広域連合消防本部          東日本高速道路(株)長野管理事務所 東日本高速道路(株)長野管理事務所          東信森林管理署 東信森林管理署</p> <p><b>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</b>          (企画部(企画課) 市民健康部(市民課) 環境部(生活環境課) 福祉部(福祉課) 白田支所 望月支所)</p> <p>被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。市は、避難所ごとに飲料水、食料、生活関連物資の供給に当たって、避難者のニーズを把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。</p> <p>具体的な対策については、第2編第3章第14節「食料品等の調達供給活動」、第15節「飲料水の調達供給活動」、第16節「生活必需品の調達供給活動」</p>	<p>p 1183          電話番号の追加</p> <p>p 1191          事務分掌に合わせた修正</p> <p>p 1191          節番号のずれを修正</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山災害対策編）

新	旧	備考欄
<p>動」に準ずる。</p> <p><b>第9節 保健衛生、感染症予防、死体の処理等に関する活動</b>                      具体的な対策については、第2編第3章第18節「保健衛生、感染症予防活動」及び第19節「死体の搜索及び処置等の活動」に準ずる。</p> <p><b>第10節 社会秩序の維持等に関する活動</b>                      具体的な対策については、第2編第3章第21節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。</p> <p><b>第11節 施設、設備の応急復旧活動</b>                      1 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動                      具体的な対策については、第2編第3章第26節「建築物災害応急活動」に準ずる。                      2 ライフライン施設等の応急対策                      具体的な対策については、第2編第3章第23節「ライフライン施設応急活動」に準ずる。</p> <p><b>第12節 二次災害の防止活動</b>                      具体的な対策については、第2編第3章第29節「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」に準ずる。</p> <p><b>第13節 自発的支援の受入れ</b>                      具体的な対策については、第2編第3章第34節「ボランティアの受入れ体制」に準ずる。</p>	<p>動」に準ずる。</p> <p><b>第9節 保健衛生、感染症予防、死体の処理等に関する活動</b>                      具体的な対策については、第2編第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」及び第18節「死体の搜索及び処置等の活動」に準ずる。</p> <p><b>第10節 社会秩序の維持等に関する活動</b>                      具体的な対策については、第2編第3章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。</p> <p><b>第11節 施設、設備の応急復旧活動</b>                      1 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動                      具体的な対策については、第2編第3章第25節「建築物災害応急活動」に準ずる。                      2 ライフライン施設等の応急対策                      具体的な対策については、第2編第3章第22節「ライフライン施設応急活動」に準ずる。</p> <p><b>第12節 二次災害の防止活動</b>                      具体的な対策については、第2編第3章第28節「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」に準ずる。</p> <p><b>第13節 自発的支援の受入れ</b>                      具体的な対策については、第2編第3章第33節「ボランティアの受入れ体制」に準ずる。</p>	<p>p 1191                      節番号のずれを修正</p> <p>p 1192                      節番号のずれを修正</p> <p>p 1192                      節番号のずれを修正</p> <p>p 1193                      節番号のずれを修正</p> <p>p 1193                      節番号のずれを修正</p>

## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第4編 火山災害対策編）

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 迅速な現状復旧の進め方</p> <p>1 降灰対策</p> <p>（2）道路の降灰除去</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 道路管理者は、<u>建設業団体</u>との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">具体的な処理計画は、第2編第3章第<u>20</u>節「廃棄物の処理活動」に準ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 迅速な現状復旧の進め方</p> <p>1 降灰対策</p> <p>（2）道路の降灰除去</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 道路管理者は、<u>建設業者</u>との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p style="padding-left: 2em;">具体的な処理計画は、第2編第3章第<u>19</u>節「廃棄物の処理活動」に準ずる。</p>	<p>p 1302</p> <p>文言の統一</p> <p>節番号のずれを修正</p>

# 佐久市地域防災計画

## 新旧対照表

### 第5編 その他の災害対策編



## 佐久市地域防災計画 新旧対照表（第5編 その他の災害対策編）

新	旧	備考欄
<p>活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。</p> <p>また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平時</u>から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る</p> <p><b>第8節 原子力災害対策</b></p> <p>5 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 (3)原子力事業者（中部電力(株)、<u>東京電力ホールディングス(株)</u>等)</p> <p>第2 災害予防計画</p> <p>市は、災害発生時の放射性物質の拡散、又は放射線の影響に対する応急対策が、迅速かつ円滑に行われるよう<u>平時</u>から原子力防災を進め、情報を収集するとともに、住民等に対し知識の普及及び啓発を図る。</p> <p>第3 災害応急対策計画</p> <p>1 情報の収集及び連絡体制の整備 (4)<u>東京電力ホールディングス(株)・中部電力(株)</u>は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。</p>	<p>活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。</p> <p>また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平常時</u>から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る</p> <p><b>第8節 原子力災害対策</b></p> <p>5 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 (3)原子力事業者（中部電力(株)、<u>東京電力(株)</u>等)</p> <p>第2 災害予防計画</p> <p>市は、災害発生時の放射性物質の拡散、又は放射線の影響に対する応急対策が、迅速かつ円滑に行われるよう<u>平常時</u>から原子力防災を進め、情報を収集するとともに、住民等に対し知識の普及及び啓発を図る。</p> <p>第3 災害応急対策計画</p> <p>1 情報の収集及び連絡体制の整備 (4)<u>東京電力株式会社及び中部電力株式会社</u>は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。</p>	<p>p 1383 文言の統一</p> <p>p 1392 名称の変更</p> <p>p 1392 文言の統一</p> <p>p 1393 名称の変更・表記の統一</p>